

令和元年第3回（9月）定例町議会

（第2日 9月4日）

令和元年第3回（9月）西伊豆町議会定例会

議事日程（第2号）

令和元年9月4日（水）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 2号 平成30年度西伊豆町財政健全化判断比率の報告について
- 日程第 3 報告第 3号 平成30年度西伊豆町資金不足比率の報告について
- 日程第 4 報告第 4号 平成30年度西伊豆町教育委員会自己点検・評価の報告について
- 日程第 5 議案第33号 令和元年度 農山漁村地域整備交付金 津波防災ステーション工事（安良里地区）請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第34号 西伊豆町仁科地区農林水産物等直売所設置条例の制定について
- 日程第 7 議案第35号 西伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第36号 西伊豆町情報公開条例の全部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第37号 西伊豆町個人情報保護条例の全部を改正する条例案について
- 日程第10 議案第38号 西伊豆町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番 堤 豊 君	3番 山本智之君
4番 芹澤孝君	5番 高橋敬治君
6番 加藤勇君	7番 山田厚司君
8番 西島繁樹君	9番 堤和夫君
10番 山本榮君	11番 増山勇君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野 浄 晋 君	副町長	椿 隆 史 君
教育長	清野 裕 章 君	総務課長	佐久間 明 成 君
まちづくり課長	大谷 きよみ 君	窓口税務課長	真野 隆 弘 君
健康福祉課長	白石 洋 巳 君	産業建設課長	松本 正 人 君
防災課長	長島 司 君	環境課長	鈴木 昇 生 君
会計課長	森 健 君	企業課長	村松 圭 吾 君
教育委員会 教務局長	高木 光 一 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	山本 法 正	書記	山本 征 司
--------	--------	----	--------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（山本智之君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（山本智之君） 本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（山本智之君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与しています。

◇ 山 田 厚 司 君

○議長（山本智之君） 通告5番、山田厚司君。

7番、山田厚司君。

〔7番 山田厚司君登壇〕

○7番（山田厚司君） 皆さんおはようございます。

それでは議長のお許しを得ましたので、壇上より一般質問させていただきたいと思えます。

私の今回の質問は、大きく2点であります。1点目はデマンド型乗り合いタクシーについて、そしてもう一つが産地直売所の運営についてです。

まず最初に、デマンド型乗り合いタクシーについてです。

路線バスの利用者は、少子高齢化、人口減少、マイカー等の普及により減少傾向が続き、利用者が少ない路線については廃止せざるを得ない状況であります。一方では、住民の移動

手段確保のため、自主運行バスの確保などの対策をしてきました。しかし、高齢化の進む当町には対策が不十分ということで、これまでも何人も提言のある公共交通対策の中、デマンド型乗り合いタクシーを推進すべきと考え、次の点について質問します。

(1) 交通不便地域、交通弱者の現状調査について。

交通弱者の移動手段を確保するため、公共交通がない地域、バス停から離れている地域、中山間地域などの交通不便地域に対して、デマンド型乗り合いタクシーを導入する自治体が増えています。この制度が当町にとって有益なものなのか、また、最寄りのバス停まで徒歩での移動が困難などの課題や運行の必要性の実態調査、交通弱者の要望等の需要調査の実施については、これまでも質問にあがり継続的に調査すると理解していますが、現状はどのようになっているのか伺います。

(2) 地域の合意と協力体制について。

宇久須神田線などの自主運行バス廃止により、交通不便、公共交通空白となった地域の解消を目的として、それぞれの地域にあった交通施策としてデマンド型乗り合いタクシーを展開するためには、運行形態や運行内容などの地域の合意と協力体制が必要といわれ、先進地事例においても、伊豆の国市では導入した地域内で「地域の公共交通は地域で守る」という考えで住民による検討委員会を立ち上げて、行政と連携し充実を図っていると聞きます。現状調査と同時にそのような機運の醸成、協力体制づくりを進めるべきと考えますがいかがですか。

(3) 優遇制度の検討について。

利用者への介助をするか否かで、介護保険タクシーや介護タクシー、福祉タクシーの区別がされると聞いています。障害手帳を持っている人が単純に移動手段としてタクシー等を利用可能ならば割引を、また、自動車免許返納者に優遇処置を検討することで、介護を一部含めた有償運送制度が構築できると考えますがいかがでしょうか。

(4) 実証運行について。

地域の需要に応じ生活に必要なバス等の確保を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現を協議することを目的とする地域公共交通会議ですが、以前の増山議員の質問に対する答弁でも、地域公共交通を考える場にならないので、新たな提案をしたというものがありませんでした。

デマンド型乗り合いタクシーの先進地である伊豆の国市、長泉町でも、地域公共交通会議で実証運行が提案され、決定したという新聞報道があり、冒頭「市民生活に密着した公共交

通の検討が必要」とのあいさつの記述がありましたが、会議のメンバーに業者や住民・利用者がいる中で、制度を導入するための条件や基準等を検討していけば実証運行は可能と思えますが、どのように考えるか伺います。

大きな2番目として、産地直売所の運営についてです。

持続可能な1次産業の基盤づくり、観光の魅力向上、ふるさと納税の競争力強化ということを整備の目的に、来年3月のオープンを目指して産地直売所準備が進んでいます。事業の概要や販売戦略等については、全員協議会などで説明を受けていますが、民間・地域も巻き込んで活性化の拠点となるためにも、次の点をどのように考えるか伺います。

(1) 水産加工業者の関わり方について。

農水産物や加工品について、ブランド化あるいはブランディングによって共通認識を持ってもらうことで付加価値が認められ、安定的な収入が見込めると思います。水産加工品は、水産加工業者のみならず観光産業とも連携して、地域のブランドイメージを発信できるといわれ、当町のふるさと納税の返礼品でも常に上位を占めています。ただ水産加工業者さん等に話を聞いても、産地直売所に関しては全く関わり合いがなく、具体的な話もないといわれます。

実際、水産加工業者さんとの関わりは全然ありませんか。また、できるだけ連携できるような体制づくりをして、活性化の拠点整備にすべきと考えますがいかがですか。

(2) 学生の力の活用について。

近年、学生による食品業界の企業との企画で商品を開発したことや、あるいは地域食材を使ってご当地食品を開発して活性化に寄与したというニュースや新聞報道をよく見かけます。特に地元の食材を使って開発した商品は、商品化となれば地域活性化にもつながると思います。学生の力は、活性化には必要不可欠であると考えます。産地直売所に関しても、その力を活かすような体制づくりも考えるべきだと思いますがいかがですか。

(3) プロモーションについて。

8月6日の第2常任委員会でのまちづくり課所管事務調査において、産地直売所の販売戦略の説明を受けました。その中のプロモーションについて、次の点を質問します。

①釣りにアンバサダーの活用について。

「ツッテ熱海」の仕掛け人である、釣りアンバサダーの中川めぐみ氏に協力していただき、PRや地物が食べられる飲食店の紹介などをしていく等の計画説明がありましたが、中川めぐみ氏との契約内容はどのようなもので、町との契約になりますか。

② SNS の活用について。

随時 SNS を活用して情報発信を行い集客を図っていくことは分かりますが、アカウントなどを含め、その管理はどこがしていくようになりますか。

③ 定例イベント、レシピの提案等について。

定例のイベント、レシピの提案や料理教室などの企画実施により販売促進につなげていく考えは分かりますが、どこが主催となってやる予定ですか。

④ 明確な役割について。

プロモーションなどの運営について、いずれにしろ明確な線引きをしていかないと、行く先々行き詰まることにもなりかねないと思いますが、その点どのように考えていますか。

以上、明確な答弁をお願いし、壇上での質問を終わります。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それでは、山田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、大きな1点目のデマンド型乗り合いタクシーについて。

(1) 交通不便地域、交通弱者の現状調査について。

デマンド型乗り合いタクシー制度は当町にとって有益か、移動が困難などの課題や運行の必要性の実態調査など、継続調査の現状はどのようになっているのかとのご質問でございます。

東海バスさんに1日1往復で1週間に2回、神田経由の大久須公民館と西伊豆町役場間の運行を、モデルコースとして費用の試算を依頼しましたところ、運転業務のみで約150万円との回答でございました。車両購入費と燃料代・保険代などの管理費は、別に町負担となります。また前回、大沢里の自主運行バスとデマンドを比べた場合、金額的に変わりありませんでした。

そのほかにも、神田宇久須線と宮ヶ原線の運行をミックスした費用の試算を東海バスさんへ依頼したところ、便数を減らしても約1,350万とのことで、これも車両購入費用と燃料代・保険代などの管理費は、別に町負担となるとのことでございました。

また、南伊豆西伊豆地域公共交通協議会では、平成30年度と今年度、順天堂への乗り継ぎの件で、バスやタクシーを使った実証事件とアンケート調査を行っております。1日あたり4.6人、1便あたり1.15人の利用で、空車率が46パーセントと高く、アンケートによる分析では、西伊豆町民の利用は3パーセントでございました。令和元年度は、バスによる運行は輸送量から見て非効率で空車率も高いことから、乗り合いタクシーによる運行で乗客がい

ない場合は発車しないことにし、4月25日から10月31日までの約半年間、実証制験を行っているところでございます。7月末までの状況では、3か月間で20便程度の運行、乗合率は約1.5人となっており、目標としておりました1日1便以上の運行、乗合率2.7人を大きく下回っている現状となっております。

次に、(2)の地域の合意と協力体制について。

機運の醸成、協力体制づくりを進めるべきと考えるがいかかかのご質問です。どの地域でもそういった体制づくりは地域主体と伺っておりますし、自治体が行った場合、うまくいかないという声も聞いたことがございます。地域でそういった機運が盛り上がるのであれば、必要な支援はしていかなければならないと思います。

次に、(3)の優遇制度の検討についてでございます。

障害者手帳保持者のタクシー等の割引、自動車免許返納者に対する優遇処置を検討することで有償運送制度が構築できると思うがいかかかのご質問ですが、身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳Aを保有する町内在住者の方には、毎年、バス券・タクシー券・ガソリン券のいずれかを交付してございます。免許返納者に対しての優遇措置は、現在行っておりません。他市町の状況を見ながら、今後検討してみたいと思います。

次に、(4)の実証運行についてでございます。

条件や基準等を検討していけば、実証運行は可能と思えるが、どのように考えるのかのご質問ですが、実証運行も本格運用もそうですが、財政的にいくらかかるかという試算と、それに見合う費用対効果があるのかを見極めなければ、やみくもに実証実験をすることは避けるべきだと思っております。現時点におきましても、宮ヶ原線は1日3往復しておりますが、平均乗車は0.5人と低く、県の補助金をいただく最低ラインになっておりますし、その事業費に約1,000万円かかっております。

確かに乗らない理由として、時間が合わないであるとか、便数を増やしてであるとか、家の近くで降ろしてくれればなどの要望があることは十分承知しており、なんとか要望にお応えしたいとも思っております。しかし、便数を増やせば経費も増えます。おのこのの自宅近くで降ろすとなれば、遠回りをすることにもなりますので、移動時間がかかり、使い勝手が悪くという不満にもつながります。

町としては、なんとかしたいのはやまやまでございますが、課題が多すぎて、こちらを立てればあちらが立たずという状況を解消できませんので、二の足を踏んでいるものでござい

ます。以前から多くの議員の質問にお答えしてきましたが、町のスタンスは変わりございません。財政的にも限りもございます。いくら使ってもいいということであれば可能でございますが、長泉町のように裕福な町ではないことは、議員もご理解いただけているものと思っております。

次に、大きな2点目の産地直売所の運営について。

(1) 水産加工業者の関わりについて。

水産加工業者と連携できるような体制づくりをして、活性化の拠点整備にすべきと考えるがいかがかのご質問ですが、取扱商品につきましては現在話し合いを進めており、議員の質問されている趣旨はよく理解しております。加工品を売られては困るという方々もいらっしゃるようでございますので、組合としてはなるべくあつれきを生まないようなかたちでの商品のラインナップをしていくよう調整しております。今後、お互いに相乗効果をもたらしていけるよう企業組合と連携をし、活性化の拠点として水産加工業者さんにも活用していただきたいと思っております。

次に、(2)の学生の力を活用して産地直売所でも学生の力を活かす体制づくりを考えてはいかがかのご質問です。地元の松崎高校や町内の中学校から、そういった話があった場合は断る理由がありませんので、取り入れていきたいと思えます。ただ販売をするにあたっては、しっかりとした商品の品質管理なども必要になりますので、何でも受け入れますということにはならないのではないかと考えております。

次に、(3)のプロモーションについて。

①釣りアンバサダーの活用についてでございますが、遊漁船と連携した直売所への^{ちようぎょ}釣魚集約の仕組みを構築するために、釣りアンバサダーの中川さんと町が委託契約を結び、中川さんに活動していただきます。その委託費用につきましては、今回の補正に計上させていただいたところでございます。

委託する業務内容につきましては、遊漁船のお客さまが釣った魚を直売所へ集約する仕組みの構築と、釣り客が釣った魚を食べさせてくれる飲食店や宿泊施設の開拓を行っていただきます。また、中川さんの情報発信力を活用し、中川さんの管理されるウェブサイト、またSNS、で西伊豆町での取り組みをPRしてもらいたいと思っております。

次に、②のSNSの活用について、アカウントなどを含め、その管理はどこがしていくようになるかのご質問ですが、アカウントの管理、情報発信は指定管理者が行いますが、役場も一緒に情報発信をしていく必要があると思っております。

次に、③の定例イベント、レシピの提案等についてでございますが、イベントやレシピの提案は直売所が主催で行うこととなります。ただ直売所の活動について、役場は寄り添っていきたくと思いますので、一緒に参加して行うこともあると思います。

次に、④の明確な役割についてとのご質問ですが、産直のプロモーションにつきましては、指定管理者が中心となり行っていくこととなります。ただ、役場もPR活動を連携して行う必要があると思いますので、明確な線引きをしない方が良いと考えております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それでは、一つ一つ再質問させていただきたいと思います。

まず最初のデマンド交通の方なんですけども、現状調査についての方です。ここで私、東海バスさんの方に1日何往復かで、モデルケースでだいたいどれぐらいの費用がかかるかという話の答弁をいただきました。これ現状調査ということに関して、これまでも何名かの議員さんの方でいろいろと質問をして、やはり同じように民業を圧迫になる可能もあったり、公共交通として整備していくという路線とそうでない路線、町がなんとか手助けしていかなければならないということ。そういったことと、やはり費用対効果という話は必ず出てきました。

そういった中で私が今回考えているのは、民間のタクシー業者さんに全て一括して事業を委託して、事業を考えていくことはできないかということで、そういう制度を何か構築できないものなのかなということが基本となっております。ですから、東海バスさんに全てを頼むのではなくて、民間のタクシー会社さんというふうな発想で、こういう公共交通を、地域の交通弱者の足をなんとかカバーできないかということで、考えることはできないかということとであります。

前回の増山議員の時にも、高齢者の実態はということでもいろいろな話が出てきました。例えば、うちの町の実態を考えればですね、高齢化率はこれほどまらないというか、なかなか上昇はとどまらないわけなんですけど。そういった高齢者の実態調査をする時に、一緒に交通手段の調査ということもやっていければ、少し実態が分かってくるんじゃないかと思えますけども、その辺のところはどうなのでしょう。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員のおっしゃっていることも一理あると思うんですが、仮に全てをタクシー業者さんにお問い合わせをした場合、通常であればご本人が呼んで、タクシーに乗ってい

ただいてタクシー運賃を払えば、普通に家の前まで来て目的地まで送っていただける。ただそうすると費用が高いので、デマンドを使って町のお金を出せということではなかろうかとは思いますが、もし仮にそういったものを行ったときに、宮ヶ原線のバスの利用者がなくなった場合、先ほど壇上でも申し上げましたけれども、平均乗車が0.5、県の補助金をいただくぎりぎりのところでやっております。これが圧迫をすることによって、もし0.5を下回った場合は、県の補助金は来なくなりますので、神田線と同じように町としては廃止をせざるを得ない状況に追い込まれる可能性が出てくるわけです。

ですので、なるべく既存のバス会社さんを利用させていただくことによって、その宮ヶ原線の便をなんとか維持をしたいというのが町の本音でございますので、議員のおっしゃっていることはごもっとも。利用者としても、目の前まで行けるというメリットもたくさんあることは十二分に承知はしておりますけれども、その引き換えとして宮ヶ原線がなくなるということも合わせて考えていただかないと、町としては政策を決めることが難しいということで、今までも答弁をしているかとは思いますが。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） デマンドで今、町長の言われるように呼ばれて、それで普通にタクシー一代を1区間どれぐらいの金額がかかるか分からないですけど、仮に例えば、その希望する所まで1,200円かかったとしまして、そこで生まれてくる発想が相乗りという考えなんですよ。利用するお客さんといいますか、利用者たちにその相乗りすることを承諾してもらった上で、1,200円かかるところを3人で相乗りすれば、まあ簡単に言えば割り勘ですよ。割り勘を承諾してもらった上で、1,200円かかるところを、では3人だった場合300円なり、400円なり、そういった値段の設定をしながら、解消するようなことはできないかということで考えている地域があるということでの提案です。

それで今町長の言われるように、その既存の路線ですね、例えば地域によっていろいろ変わるとは思うんですよ。例えば、その既存の路線までそういったタクシーで移動させてもらって、そこから先は既存の路線を使ってもらおうとか、そういったもので乗り継いでいくということも含めて考えていく。そういったことをやっていけば、ある程度の交通弱者が救われるんじゃないかと私は思います。そういったことを検討したことはありませんか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員のおっしゃっている、その乗り合いの意味というのは分かります。とてもたくさん住民の方がいらっしゃって、目的地まで距離が長い場合、予約をしてひろっ

ていくことは可能かとは思いますがけれども、では果たして西伊豆町内のところで予約をして、もし1日の予約がその人だけだった場合は、乗り合いが成立しないわけですよ。そうすると、その人のために車が1台動くわけですよ。そうであるならば、既存のタクシーを近所の方たち3名ぐらいで、今日買物に行くからみんなで一緒にタクシーを呼ばないという話をしてくれれば、議員のおっしゃるように片道仮に1,200円だとしたら、3で割って一人400円で片道は行けるということも普通にできるわけです。

そうすると、町として乗り合いタクシーを行うということをしなくてもできるのではないかと思いますので、あえてそういったものを町が仕組みを作らなければいけないということはないのではなかろうかとは思いますが。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 確かに乗り合いにしたところで、一人しかいない場合はどうするんだという議論もあると思うんですよ。それでいろいろと調べてみました。例えばですね、一人しかいなかったときには、これは事前の承諾の中で、希望者が一人しかいない場合にはタクシー便は出ませんということを、事前にもう承諾してもらおうとか。そういったことをやっていく中で、制度を構築できないかということです。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 1番可能性がある一人の者を乗車拒否した場合には、乗り合いタクシーはうちの町で運行した場合は、たぶん発車できないと思いますよ。それは先ほど、もう県の方で修善寺駅から順天堂までの乗り合いの関係でご報告をさせていただきましたけれども、3か月間過ぎた中で20便しか動いていないと。要は60日の間に、20便しか動いていない。こういう現状があるわけですよ。そうすると仕組みを作っても、こういうものだと実証実験をして、はい無駄ですね、では来年以降はもうやりませんという判断をせざるを得ないこともあると。しかもこれをやることによって、宮ヶ原線は廃線にした場合は、廃線したものを復活させることはなかなか困難でございますので、そのリスクは町としては取れないということでございます。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） こういった議論をしていくと、また堂堂巡りになっていくのかなとは思いますが。では一つだけ聞かせてください。例えば、こういうふうな実証運行も含めの話なんですけど、そうするとデマンド型交通ということをいろいろ調べていく中で、地域交通確保維持改善事業というものが国交省の方であることが分かりました。これ既存のバス路線に

接続するデマンド型交通を設定する場合、補助金が受けられるということだそうです。

見てみましたら、平成31年度でも約220億円の予算が国の方であるそうです。例えば、西伊豆町の方でもこういったものを活用して、何かいろんな制度ができないかということを検討したことはありますか。その辺どうでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その件について、検討したことはあるかないかと言われれば、その件について検討したことはないと思います。ただ先ほど壇上でも申し上げましたように、神田を経由する大久須から西伊豆町役場でのモデルケースということについては、東海バスさんの方に依頼をして、見積もりを取らせていただきました。それは壇上で答弁したように150万円の経費がかかり、車両、燃料代、保険代は別途町が払うということであれば、この運行は可能だということも出ておりますので、これは補助金に該当するのであれば、どのぐらいいただけるのかということとは試算しなければなりませんけれども、費用的にはそれぐらいのお金が1日1便でもかかるということでございます。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 確かに費用対効果の面で、西伊豆町の場合は結構難しいということは分かるんですけども、とにかく人口減少になってきて、1番何がと言われる中で、一つの問題として、今議会は決算の議会になっておりますのであれですね。

老人世帯の形態なんかも見ましても、前の町長の答弁の中にもありました。2世帯3世帯と同居しているのであれば、こういった問題は出てこないだろうという話もありました。しかし、残念ながらそういった世帯は少なく、やはり老人だけ、あるいは一人だけの世帯が多いという現状があります。そういったところで神田線の話もありましたけど、私のところにもやはり地域の公共交通の部分を何とかできないものなのかという切実な要望は来るわけなんです。やはりその辺でお金だけじゃなくて、そういったものがなんとかできないかというところでいろんな問題はあるとは思います。

ただそのところでできるだけ町としても手助けしてやれるような、例えばそういったものをですね、例えば防災とかあれとかに関してだったならば、いろんな研修会なり何なりこういったものがありますよ、あれがありますよという研修会とか、いろいろ開催することがあると思います。例えば、公共機関の地域の公共交通に関して、こういったものがある、ああいったものがあるというものの情報を提供してやるような研修等なんかを、講演会等を開催するということはできないものですか。そういった中で、各地域の人がうちの地域の人が

こういったものが合うんじゃないのかということを考えていくという場を作ってやる。そういったことはできないですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） できないことはないとは思いますが、そういうことをやるのであれば、町が運行しろとたぶん言われると思いますので、なかなか当局としてそういったものを開催するのは難しいかなと思います。ただ6月の定例会だったか、3月の定例会だったか、増山議員から一般質問がありました時にお知らせいただきました、NPOさんの車両を借りて、ボランティアの方が運行をしていることもあるというようなことにつきましては、お知らせすることはできますけれども、お知らせしたところで他の地域でボランティアで運転をしてもいいよという方、また車両を貸してもいいよという方が出てこない限りは、なかなかそういったものを活用することは難しいのではなかろうかと思っております。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 確かに6月の議会の時に、増山議員が中区でそういった活動をしているということで話がありました。そういった場合のときに、では本当に運行をした場合に、免許の場合はどういった免許が必要なんだとか、あるいは万が一事故が起こったときにはどこが責任持つんだという、いろんな細々としたものが出てくると思うんですよ。そういったことを突き詰めていくと、どうだろうという話があると思うんですよ。それでいくと、最終的には地域だけではどこまでやれるのかということもあると思います。それでいったらばですね、地域の方はここまでやってください。そこから先は、行政の方も少し助太刀しますよということは全然ないものなんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） その件につきましては、前回の増山議員の時にもお答えをさせていただきましたように、料金もらった場合には、第2種の免許は当然必要になってくると思いますし、もし事故にあつて同乗者がけがをした場合、どなたが責任を持たれるのですかというリスクもあるということですから、やみくもにボランティアさんボランティアさんということは、町は言いにくいということでお知らせをさせていただいているかとは思いますが。

今日の壇上でも申し上げましたように、地域でそういった機運がもし盛り上がったときには、必要な支援はさせていただければと町としては思っておりますので、そういう機運が高まることを願うものでございますけれども、先ほど言ったように、そういうリスクが必ずありますので、解消していただかないと難しいのではなかろうかということでございます。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 分かりました。その辺については地域の機運が高まった際には、ぜひとも行政の方としてもお力添えをいただきたいなとは思いますが。その際にやはり地域でやっていくにおいては、例えば本当に運転に関しては業務2種の免許が必要であったり、こういった免許が必要です、どこどこに届出をしなければならぬですよという指導的なものもやってもらいたいなとは思いますが。

では次にいきます。水産加工品の話なんですけども、水産加工業者との話については現在話し中であり、なるべくあつれきを生まないようにしていきたいということです。なぜこういうふうなことを質問したかと言いますと、もともとこの水産加工品ということ自体が、食用の魚介類の国内消費量、これの約6割以上を占めているということは、これはご案内のとおりだとは思いますが。もちろん変質とか腐敗しやすい魚介類の保存とか、嗜好性とか、そういったものがいろいろあるわけですから、そういったものをかなえるために加工する。そういったことによって、商品としての価値が高まり、安定した収入が得られるとは考えております。

要するに漁業の両輪、漁業として水産加工業者は水産業の両輪を成すものということで、国レベルでも大きな振興策の一つとして捉えられているとは思いますが。私が思うには、やはりこういうふうに関レベルでも大きく位置づけている水産加工業者、うちの方もその水産加工品、ふるさと納税においても主力の商品となっていることは常々のことからみんな分かっているわけですから、これはもう最初の時点から、立ち上げとかいろいろな会議のところから加わってもらって、良いものを整備していったらどうかなと思うんですけども。なんか一番最後のところで話をすればという感じがするんですけど、その辺は大丈夫でしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 壇上でも申し上げましたように、町としてはそういったものも含めて本来は売りたいとは思っておりました。ただ話をしていく中で、いろんな商工会さん、観光協会さんなどを含めて意見聴取をし、そしてそういった業種でお仕事をされている中の方から、お菓子であったりとかそういった加工品は売ってもらうとバッティングをするのでやめてほしいというご意見もありましたので、これはしっかり精査をしなければ、産地直売所の建設に向けてあつれきが生まれるのではないかと懸念しておりました。ですので、初めから水産加工品の業者さんの皆さまにはお声を掛けていないということでございます。

ただ8月22日に行われました運営協議会で仕様書が決定したわけでございますけれども、

そのために対象事業者さん11施設に、産地直売所での取扱品目についてアンケートをさせていただいた結果、水産加工物の干物に関しては取り扱ってほしくないというご意見は少数でございましたので、仕様書の中にそれを取り扱うということを含めたものでございます。でするので、8月下旬からはそういった加工業者さんにもお声を掛けさせていただけるような運びに今現在なったということで、今まではそこまで行きつかなかったので声を掛けていないということでございます。

○議長（山本智之君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時18分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

山田厚司君。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 今、町長から答弁いろいろといただいたんですけども、私が言っているのは水産加工品という部分に限定して言っているわけで、今お菓子とかということでバッティングしたらということであったものですから、その部分ではなく、本当に水産の加工品ということで考えていただきたいなどは思っています。

それからその水産加工品自体が、本当に干物の部分でという話がありました。ではここに直売所の整備の目的というのがあって、そこに大きく3つ挙げている中で、ふるさと納税の競争力強化というのがうたってありますよね。この中でふるさと納税の既存の寄付者への報告とPR、そういったことがある中で、また返礼品ありますよね。必ず上位を占めるのは、干物とかそういったものが含まれてくるんじゃないのかなと思います。

ですから、そういったものが取扱商品の上位を占めてくるということは、すなわち売り上げの上位を占めてくるのではないかと推測するから、早めに打ち合わせをしていかないと駄目なのかなとは普通に思うんですけども、その点ではどうだったのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほども答弁しましたが、お菓子に限ってではなく、干物に関しても観光業者さんが売られている現状があるので、自分たちの利益のところ、そういったもの

でリスクを負わされることになるということの懸念もありますから、お菓子だけでなく干物に関しても、売るのはいかがなものかという声が今まであったということです。ですから、今までは干物に関してはラインナップされていなかった。ただ先ほど答弁もしましたように、8月22日の仕様書を完成させるにあたって取ったアンケートには干物は少数でしたので、ラインナップさせていただくことが決まったと、その答弁は同じです。別に、お菓子に限って言っているわけではございません。

ふるさと納税の返礼品の強化とおっしゃいますけれども、干物に関しては大手3社の町内の業者さんは常に上位を占めておまして、別にこの直売所を使わなくても、引き続き上位はいついていただけるものと思いますし、逆に直売所で売ることになりますと、直売所が干物屋さんからマージンを取らなければいけなくなりますので、干物屋さんの利益は減ると思います。

逆にそこに書いてあるふるさと納税をボトムアップさせたいものについては、農産品や取れた魚、そういったものをラインナップすることによって、ふるさと納税の底上げをしたい。今ですと、南伊豆町にあります産地直売所に、野菜の箱詰めをしてふるさと納税の返礼品に扱っているものもありますけれども、残念ながら西伊豆町内では農産品に関してはふるさと納税に今まで扱っておりませんので、そういったものを活用させていただきたいというのが、主に書かれているものであって、干物を対象としたものではございません。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） はい、分かりました。今の話でいきますと、普通にその産地直売所では干物等は主力商品にならなくても、その売り上げの確保は見込んでいるということで理解してよろしいということですね。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 主力商品になるかならないかは、お客さまのニーズによって変わりますので、それを今、輕輕に言うことはできません。当然、お越しになった観光客のお客さまがたくさん干物を手に取られるのであれば、商品はどんどん追加発注しなければいけないともなりますけれども、基本的には農産物、また水産物の販売を主にしていきたいと思っておりますので、あまり干物に偏っておんぶに抱っこという状況は望ましくないのではなかろうかと思っております。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） はい、分かりました。それはその辺は、ではオープンしてからの動向

でいろいろと変わるということで理解します。それでは、水産加工業者の振興という面で少し聞きたいと思います。全国的に見ても、この水産加工業者ほとんどが、今干物に関しては大手の3社という話が出ましたが、ほとんどが従業員300人以下の中小の企業であり、その中でも従業員一桁、9人以下の加工所がほぼ5割以上占めていて、小規模の加工所を中心として営まれているという感じでは承知しています。どうしても小規模な事業者からは、数は減少してきているのかなと思います。

当町の場合でも、当然のごとくほかの業種を見ても100人以上の企業なんてのはないわけですから、干物業者の大手といえども、従業員数はそんなに多くないという中で、そういう中小とか、小規模の水産加工業者も育成していく。こういったものの販売所を通じて育成していくと、行政がああいう箱物造るんですから、そういったことも考えていくこともやっていかなければならないのかなとは思いますが、そういうことはないですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 直売所で売るものに関しては、どなただからよろしいとか、どなたはだめですというようなことの縛りは当然なかろうと思います。基本的には、町内にある業者さんのそういった加工業者さんは優先になると思いますけれども、町内でそういったものを営んでおられて、直売所に置いてほしいという要望があれば、別に大なり中なり小なり関係なく受け入れることになってくるのかなと思います。

ただ、今ある業者さんにこういった所ができるので、施設整備をして大規模にやってくださいということは、なかなか時代の流れもありますし、ふるさと納税制度もここ近年いろいろな状況で変わりつつありますので、業者さんによっては、そのリスクは負えないというような判断をされているところもあろうかとは思いますが、町としては適切に皆さんに間口を広げていければとは思っております。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 分かりました。それでは、学生の力というところで質問したいと思います。地元からあった場合は断る理由がないけども、しっかりとした体制でという話だったと思います。7月27日の伊豆新聞だったと思いますけども、伊豆総合高校の生徒さんたちが、土肥金山で施設側からの声掛けによって1日テナント出店ということで、イズシカ、ワサビ、シイタケという地元の食材を使って、ご当地絶品うまいもの甲子園、こういった全国的なイベントがあるみたいなんですけど、その東北・北陸エリア選抜大会に出場が決定しているライスボール、こういったものを販売してみたいです。

それと商品製造会社より商品化が、開発後に商品製造会社により商品化が決まった^{いのしか}猪鹿餃子など、そういったものを販売したという記事がありました。こういったものであれば、衛生面なり何なりというものはクリアしているんだろうなと思いますけども、こっちは地元の食材を使ったもので活性化につなげたいということでした。産地直売所において、こういう声掛けがあったらば、出店はOKなのかなと考えてよろしいですか。

○議長（山本智之） 町長。

○町長（星野浄晋君） こういった声掛けだの、こういったが分からないので、なんともお答えのしようができませんし、そこで食べさせるものを作るということに関しては、駄目だというご意見をいただいておりますので、あそこで何かを作って販売をするというかたちは極力できないものと思っております。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） そうしますと産地直売所に関しては、敷地内およびその外においても、食べ物類は一切は無理ということの判断ですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それは何を指しているのかよく分かりませんが、ふるさとまつりのようにあいったかたちでブースを設けてという相当集客力のあるイベントではない限り、お店を出していただいても、ただ店が開いているだけで、お客さまが来られないという現状もあるかと思えます。いか様祭りを今仁科漁協さんでやられてますので、それに合わせてイベントのブースとして出いただくとか、そういった時には声掛けをすることは可能かと思えますけれども、通常営業の時に外にそういった飲食ブースが出るということは、なかなか採算ベースに乗らないのでお願いをしても無理なのかなとは思っています。ただ中に関しては、そこで作って食べ物を提供することはやめてくださいということをおっしゃっておりますので、それはできないと思えますと答弁したものでございます。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） その敷地の中じゃなくて、表、入口とかそういった所でも、イベント以外、大きなイベントですね、ここのあとなんかイベントを、いか様祭りとかの話もありましたけども、そういった大きな祭の中で、そういった中の括りの中の一つとして出店する場合はOKだけど、それ以外の場合は一切無理だという判断ですね。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 無理だとは言っておりません。ただ出店をしても利益が出ないのに、

持ち出しが多いのに出店をされますかということですよ、飲食ブースとして。ですから、大きく集客ができるイベントであれば、お願いをするなり、声を掛ければ来てくれるかもしれませんねということで答弁をさせていただいているものでございますから、当然もし出店するのであれば、許可の関係、どこの敷地を使うのかによりますけれども、そういった書類は必要かと思えますけれども、来ていただくことはやぶさかではございません。

近日であれば、ピザーラさんがそこでピザを販売しているというようなことも前ありましたので、そういったものは可能だと思いますけれども、そういった高校生であったりというブースが来たときに、どれだけ集客ができるのか、どれだけ利益が出るかによって、出店ができるできないかはそちらが決めることになるのではなかろうかということです。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 分かりました。普通の業者と、またこういう子どもたちが利益を優先して出店するのは違うと思うんですけども、純粋にその地域の食材を使って活性化につなげたいという活動の中でやっていることと、ピザーラみたいな本当に利益追求で出てくるのは若干意味合いが違うと思うんですけども、そういったものの線引きも含めて駄目ということですね。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 答弁をよく聞いてください。駄目とは一言も言っておりません。ただ必要な申請などはお願いをする可能性はあるかもしれませんけれども、もしそういう不採算でも来ていただけるのであればいいのではないのでしょうか。ただなかなか難しいのではないかと、町は懸念をして今答弁をしているものでございまして、駄目とは一言も言っておりませんので、よくご承知おきいただければと思います。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 分かりました。それでは、プロモーションのことだけ少し確認したいと思います。この中川めぐみさんですね、今回の補正でもっていろいろ上げてくるよという話であるんですけども。私一番あれだったのが、その人のSNSのこともそうですし、あれのこともそうだったんですけども。ある程度の、これは町がやりますよ、これは産直の指定管理者がやってくださいよというところの線引き、それはその辺のさじ加減の問題があって、それは引かない方がいいという答弁であったですよ。その辺がですね、ちょっとそれを引いておかないと、ずるずると例えば本当にマイナスが出た場合に、それはずうっと行政が尻ぬぐいをしてもらうんじゃないかということの誤解が発生するんじゃないかということ懸

念するんですけども、そういったことはありませんか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 大変申し訳ないですけど、あれとかこれとかが多すぎて何を質問されているのかよく分からないので、はっきりと質問していただきたいということと、中川さんのSNSと、私が壇上で最後に答弁をした線引きをしないと考えた方がいいと、どういう関連があって、それをひもづけして質問されているのでしょうか。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） では、一つ一ついきます。SNSに関しては、直売所と役場がやっていくということですよ、これは。指定管理者と役場で分散してやっていくと。その中には、その役場の部分には、これは中川さんがやる部分が多く、指定管理者についてですけども、では指定管理者がそういった人を雇ってやっていくということで間違いはないですね。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 中川さんと契約をするのは町でございます。ですから今回の補正予算に乗せていただいて、町が中川さんと契約をした中で、釣りアンバサダーとして西伊豆町の遊漁船であったりとか、そういったものを直売所で販売するルートであったりとか、宿泊施設でそういった釣った魚を取り扱っていただくであるか、そういうものを中川さんご本人のSNSで発信をしていただく。それが一つの事業です。

産地直売所のSNSにつきましては、指定管理者が管理をし、アカウントを所持します。当然、西伊豆町もフェイスブックを含め、いろいろなアカウントを所持しておりますけれども、これは西伊豆町で管理をします。この形態は、今の西伊豆町の観光協会と同じ形態でございます。観光協会さんがお持ちになっているSNSのアカウントでアップされたものを、西伊豆町のアカウントでシェアすることが可能だということと同じように、産地直売所のSNSでアカウントでアップしたものを、西伊豆町としてはバックフォローしていくということは可能だということで、一緒になって行っていくというもので、別にどこが赤字になったから町の方でかぶるとかということには全く関係がないというものでございます。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 分かりました。ではその一番大本の発信元は、その産地直売所ということですね。それでいくと例えば今までのSNSでいったら、イカの情報ありましたね。あれはラインでもって漁協さんが発信していた。こういったものに関しては、産直はまた別の方面で新たに作っていく。あと同じように指定管理者の管理委託をしているやまびこ荘であ

ったり、黄金崎クリスタルパークであったり、ここはその辺のことに精通している従業員とかがいますので、そこはもともとフェイスブックでいろんな情報を発信しておりましたけども、新たにこれも産地直売所のところで新たな従業員で大本のところを発信して、発信したものを町がフォローしたり何していくという手順で間違いないですね。

○議長（山本智之） 町長。

○町長（星野淨晋君） それは確認しなくても、皆さんやられていると思います。山田議員もフェイスブックのアカウントをお持ちですから、ご存じだと思いますけども通常のことです。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 一般の人によく言われる話で、線引きという話でいろいろと言われたんですけども。例えば、この産地直売所を立ち上げるにあたって、いろいろなアドバイスをもらってありました南伊豆町の湯の花販売所についても、オープン当初はいろいろな面で苦労してきたということは聞いておりますし、例えばオープンして半年ぐらいは、行政の方でいろいろ面倒をみてきたよということも聞いております。

そういったことを考えると、やはりいついつ頃まではということがあるのであれば、そういったものを出しておいていくのが筋なのかなと。何か聞いているとですね、マイナスが出たらそれは行政がずうっと面倒を見るよなんていうへんてこりんな誤解がいろいろ耳の方に入ってきますので、その辺はないということを含めて、やはりある程度のものを線を引いていくのが必要だと思ったんですけど、そういったことは一切ないですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 当然、町として関わらなければいけない部分については、今までも関わっておりますし、今後も関わっていくと。それは今までの一般質問の通告などで答弁をさせていただいているとおり、初期に関してはいろいろな国の補助金をもらった中で、1,300万円を投下することも質問の答弁に答えております。

ただずっと赤字が出た時にはどうするのかにつきましては、基本的にはならないように努力をしますけれども、その時はその時で考えざるを得ない状況でございますし、今年の12月に指定管理の指定に関するものを議会の方に上程をさせていただきますけれども、今あります観光施設の12施設に関しても、今まで相当な赤字をたれ流している状態で、町で補填をして運営をしている。次3年間お願いするに関しても、3年間で1億数千万の金額を町が持ち出して、指定管理をお願いするという状況でございますので、そういったものを含めて西伊豆町として本当にこのお金を突っ込んででも維持管理しなければいけないかということ考

えた中で、トータルで考えなければいけないとは思っております。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 分かりました。以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（山本智之君） 7番、山田厚司君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時46分

◇ 増 山 勇 君

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告6番、増山勇君。

11番、増山勇君。

〔11番 増山勇君登壇〕

○11番（増山 勇君） それでは、一般質問を行いたいと思います。

私の一般質問は、大きく3点であります。

まず第1に、太陽光発電。現在、大沢里地区で実施や計画が申請されております太陽光発電について、そしてちょうど1年前にこの問題を取り上げて、町は12月に条例を制定しました。平成31年1月1日施行の西伊豆町自然環境等と再生可能エネルギー発電との調和に関する条例、この条例の関係等について、次のことを質問いたします。

①この中の条例で第7条の抑制区域は、町として指定されているのかどうか。

2点目は、第9条による説明会の実施状況は、どのように報告されているのか

そして3番目は、ほかに伐採された土地について町としてどのように考えているのか。

4点目は、現状を見ると木がほとんど伐採されておりますけども、この太陽光発電を敷設しないその他の土地について、町としてどのように考えているのか。

そして4番目は、太陽光発電でいつも問題になる災害対策は十分取られているのか。

そして5番目は、そもそも太陽光発電をやることによって、町へのメリットは何があるのかお聞きしたいと思います。

2点目のこがねすとの管理についてです。

今回、今までは12施設一括の指定管理を公募しておりましたけども、この中からこがねすを除外しております。それでお伺いするんですけども、こがねすとの管理は公募されると思いますが、どのように考えておられますか。

それで2点目は、ジオの拠点施設について。

この点については、昨日の一般質問でも若干触れられておりましたけども、ジオの拠点施設としての整備・活用したいと聞いておりますが、具体的な整備・活用はどのように考えているのか。

そして3点目は、E S Dの推進についてお伺いします。

E S Dというのは、持続可能な開発のための教育。全て町がやっている事業のほとんど網羅しておりますけども、とりわけ今回お聞きするのは、立教大学とのE S D研究連携についてお伺いします。立教大学のE S D研究連携に関する覚書に書かれている事項の具体的な活動は、何があるのかお聞きします。

そして2点目は、さらなる子育て支援についてお伺いします。

この西伊豆町E S D推進計画の7ページに、新成人の約75パーセントが西伊豆町に魅力を感じていると回答しており、働く場所の確保や住宅環境、結婚、子育て支援の整備をすることにより、将来地元に戻る可能性があります。こう書かれています。

これまで町が取り組んできて、独自に子育て支援を行ってきましてけども、ほとんどこれらの施策が県あるいは今回消費税導入による国の施策により、こういった西伊豆で行ってきた医療費無料化、あるいは幼稚園・保育園の無料化がそういう制度に変わります。そして、町としての支援が、ほとんど独自の支援がなくなっていくように、それ自体はいいんですけども、さらなる支援策として、例えば給食費の負担軽減、あるいはこれは以前からも指摘しております出産祝金の見直し、これについては旧賀茂村時代にせめて戻すべきではないかと提案したいと思います。現在、一律3万円という出産一時金が、この間合併して以来ずっと続いておりますけども、何度もこの提案をしておりますけども、ぜひ町は検討をしていただきたいと思います。この点について、町の考え方をお聞きします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それでは、増山議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、大きな1点目の太陽光発電について。

(1) 町条例との関係等について。

①第7条の抑制区域は指定されているのかとのご質問でございます。事業計画が上がっております大沢里の場所につきましては、抑制区域として指定されておりません。第7条の抑制区域についてでございますが、第1項1号から3号で規定する抑制区域は、規則で定められております。1号では農業振興地域内の農用地区域、それと鳥獣保護区など、2号では国立公園など、3号では砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などで、法律により県知事や主務大臣等が指定した区域でございます。町で指定する抑制区域は、町で指定した史跡・名勝・天然記念物の指定地でございます。

次に、②の第9条による説明会の実施状況は、どのようになっているのかとのご質問ですが、事前協議の段階で説明会を実施するよう伝えてあります。現時点では申請が上がっておりませんので、書類等の確認はできておりませんが、口頭で聞いたところでは、大城町内会を対象とした説明会を2回実施したという報告を受けており、大城町内会長や宮ヶ原区長の同意書は既に得ているとのことでございます。

③他の伐採された土地についてどのように考えるのかとのご質問ですが、平成26年から平成29年に天然更新で伐採されたので植林がなされておりません。近隣地区に害が出ないような対策が望まれます。現在の土地所有者であり、太陽光発電を計画している事業所さんから、自己資金で植林を行いたいとの提案がございます。

次に、④の災害対策は十分かとのご質問ですが、現状を見ますと、災害対策という観点では好ましくないと考えます。ただ、一概に皆伐現場に災害対策というものをあてはめていきますと、林業を行う上で皆伐再生林のたびに災害対策ということをしなければならないということになります。あくまでも今回の土地は、天然更新ということで申請が上がってきて、木を切ったというものであり、その後、その土地に太陽光の計画が出てきたということを経験して、再質問をお願いできればと思います。

次に、⑤の町へのメリットは何かとのご質問ですが、施設ができますと固定資産税の増税が見込めます。また、草刈りなど施設の維持管理で地域住民の雇用も見込まれるのではないかと思います。

次に、大きな2点目のこがねすとの管理について。

(1) 指定管理について。

公募すると思うが、どのように考えるのかとのご質問でございますが、公募ではなく、ジオガイドの団体をお願いできればと思っております。

次に、(2) のジオの拠点施設について。

具体的な整備・活用はどのように考えているのかとのご質問ですが、現在、先方と話し合いをしている段階でございます。修善寺にはジオリアがあり、南伊豆には石廊崎にジオの拠点がございます。残念ながら西海岸にはそういった拠点がありませんでしたので、黄金崎をはじめとした伊豆西海岸のジオサイトを施設内で紹介や説明をしたり、ゆくゆくはジオのネーチャーガイドを派遣する拠点になれるような活用をしていただければと思っております。

次に、大きな3点目のESDの推進について。

(1) 立教大学とのESD研究連携について。

覚書に書かれている事項の具体的な活動は何かとのご質問ですが、立教大学ESD研究所は地域におけるESDの導入、長期的な視点に立った人づくりによる地方創生を目的とする研究プロジェクトとして、持続可能な地域づくりの担い手を育てるための研究をしており、西伊豆町のESDを推進するため、平成28年11月に覚書を締結いたしました。

それ以降行ってきた具体的な活動につきましては、立教大学で行われております立教大学ESD研究所と3自治体合同研究会や情報交換会への参加、立教大学ESD研究所上田副所長とのESD事業年間計画の打ち合せ、立教大学ESD阿部研究所長による講演会の開催、立教大学ゼミ生徒と松崎高等学校との生徒との交流事業、平成30年11月には4自治体との合同研究会として、第1回全国ESD自治体会議が立教大学で開催され、そこで西伊豆町におけるESDの取り組みを発表させていただいたところでございます。また、ESD推進委員会におきましては、上田副所長に副委員長としてアドバイザー的役割をお願いしてございます。

次に、(2) のさらなる子育て支援について。

給食費の負担軽減、出産一時金の見直しを提言するが、町の考えはとのご質問でございますが、負担の軽減につきましては、6月議会の高橋議員の一般質問にもお答えしたとおりでございます。年間約120万円がすくすく医療費の町負担軽減分になります。これにつきましては、既に見込んだ中で今年度から不育治療の助成などに充て、支援の拡充をしております。

また、他の市町の事例を出され、給食費の負担軽減とおっしゃられているのではと思いますが、町内で子育てに関する会議を行いますと、自分の子どもの食べる費用ぐらいは親が出すべきであるというご意見もありますし、園の費用無償化もやりすぎというご意見もございますので、随時必要なことを検討したいと考えております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） すみません、最初に。出産一時金についてはどういう考えでしょうか。それだけお聞きします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それも壇上で最後に答弁をいたしましたように、随時必要なことを検討したいという中の1項目であろうと思っております。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） それでは、再質問を行いたいと思います。

まず太陽光発電の問題についてですけども、その抑制区域は町長が決めることに第7条になっておりますけども、現在、西伊豆町で地理的に見て、どこがこの太陽光発電にふさわしくないと考えていらっしゃるのか、そこを知りたいです。いかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 西伊豆町として一番ここはまずいだらうというのは、景観的に夕陽日本一宣言をしている町でございますので、道路から海に向かって、そういったものが目の中に入ってくるであるとか、最近、県の副知事なんかと言われております馬ロックの所から富士山を見たときに、そこに視野に入ってくるのは良くないのではないかというご意見もいただいておりますので、景観を阻害するような場所にそういったものが設置されるということは、町としては望ましくないのではなかろうかとは思っております。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） それであえてお聞きしますが、答弁では、今回大沢里地区で計画されている太陽光発電事業については、この抑制地域には入っていないという答弁でありましたけれども、現場を見るとすごい急傾斜の山なんですね。そして当初、今から5年ぐらい前ですね確か、一山二山全部木を伐採して丸坊主になっているわけですよ。町長答弁で、天然更新という名目で伐採、要するに県に許可をもらってやったのはいいんですけども、それで終わってればいいんですけども、その後、土地が売り払われて、今の太陽光発電の事業者に移ったわけです。そして、太陽光発電の書類が、現在西伊豆町に出されていると。それで前回の全員協議会で、この経過報告というものが、私たちに報告ありました。

その中では、規模を縮小してやりたいと。当初の計画では、3万5,682平米のうち、太陽光パネルを設置するのは1,100飛んで68平米。変更後には、9,958うち太陽光発電パネル設置面積が9,360ということで、現在、西伊豆町に書類申請が出されている。これは出されていないで

すか。その点ちょっと確認します。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 正式には出されておられません。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 正式には出されていないと言うけども、全員協議会でこの議題3で、土地利用事前協議申出の内容について、申請者が下記のとおり変更の協議がありました。協議がありましたということは、書類が出ていると思ってもいいんじゃないですか。それとも全然これは机上の空論で、こういう事業はこの業者は今後やらないというか、やるからこういう変更届が出ているんでしょう。では、今の現況を教えてください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 現況としては、正式なものを出ていないということでございます。簡単に説明を申し上げますと、もし正式な書類をあげるのであれば、2度か3度いろんなところに行ってご相談をされると思います。そのご相談の中の書類というものは、町の方では確認はしておりますけれども、正式なものを出ていないということでございます。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 正式なものが出ていないと言うけども、もうあれだけ伐採をして、太陽光発電事業がまだ実際には工事が始まっておりませんが、当然土地利用委員会の審議が必要だと思うんですよ。そういったまた、昨年作ったこの環境の条例についても適用しているかどうかというのは、十分町がチェックをしなければならない立場だと思うんでね。前回、全員協議会で私たちに示された資料というのは、これはいった何ですか。それで先ほど住民との説明会と言ったら、3回ぐらい実施したという中で、その中身については町として把握されているんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 何度も言いますように、正式には来ていないと。ただ正式には来ておりませんが、事前協議で得た中身に関して、議員の皆さまにご相談を申し上げた書類が、皆さまのお手元にお配りをさせていただいたものでございまして、事前協議の中でこれは町がうんぬんではなく、地区の方の同意がなければ、町の一存ではそういった許可を下せませんよということを事前にその事業者さんに言ったところ、大城町内会と大沢里区長さんのご同意は得ているということで壇上で答弁をさせていただいたものでございまして、町としては申請を正式に出すにあたっては、しっかりそういうものをクリアしてもらわないこと

には、そもそも申請書が出てきても審査はできないのではないのでしょうかというご注文を申し上げさせていただいたものを、事業所さんは粛々とやられているということでございます。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） その事業所は、この計画を進めるがために、この変更を事前協議の中で資料として提出されたと思うんですよ。やめるんだったら、それで終わっているわけですからね。そうではないと思っているから、質問をしているんです。やはり町がですね、この太陽光発電大規模ですからちゃんと指摘をし、そして行政指導をできるようなかたちを取らないといけないと私は思います。私自身も今回の場所については、太陽光発電というのをむやみに反対しているわけじゃないです。災害対策をきちっとやって、下流住民に影響がないということを確認できれば、許可を出されても構わないと思うんですね。

それでもう一つ、太陽光発電で問題になっているのは耐用年数なんですよ、太陽光パネルの。約20年から30年と言われているんです。そのあと買い換えるのか、あるいはそのまま放置される恐れがあるということで各地で問題になっているわけで、固有名詞は出しませんが、この業者はどの程度実績があって、この事業を進めようとしているのか。そしてまた、売電の方法についてはどのように考えているのかということは、当然事前協議の中であると思うんですよ。今、町が把握している状況の中で、どのようになっているのか分らないければいいんですけども。そういうことをきちっと町として把握されて、始めてこの太陽光発電というのが事業が開始されると思うんでね。現況、本当に急峻な山ですよ。そこへパネルを敷き詰めてやろうというわけですからね。今言った売電方法とか、あるいは今後の運営方法については、どのように把握されているのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 売電方法などについては決まっているというか、まだ正式な書類は出ておりませんので、正式にはお答えできませんけども、そういったものを見る限りでは、担当課の方はつかんでおるので、その件については担当課の方から答弁をさせます。

その20年後、20年後と言ってしまうと語弊があるのかもしれませんが、その耐用年数を過ぎた、そののちどうするんだということにつきましては、皆さまに今現在町がつかんでいる情報として全協で提供させていただいた時に、高橋議員などから林地開発行為においては、そういったものをしっかりと担保を取らなければならないということと、当然周辺の敷地に、敷地と言うか、その別の面積においてあの丸裸の状態ではいかがなものかというようにいろいろなご意見をいただいておりますので、町としては仮にこの1万平米の所を太陽

光発電をしたとしても、残りの所をその事業所さんが植林をすると、本当にしてくれるのであるのかということもしっかり担保をした中で、その事業が終わった時には、またしっかりとその森や林に戻るであるとか、そのパネルをしっかりと撤去するであるとかという担保がないと、町としては許可は出せないのではないかということに関しては、担当課長からその事業所さんには既に申し伝えをしているところでございます。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 売電につきましては、国に申し込みをしまして、いつまでに作らなければ駄目という期限があったかと思えます。来年度の3月31日だということを事業所の方が申し出ておりました。それとこの事業所さんは、郡内でも1か所太陽光発電を同じようにやっているところがありました。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 郡内ってどこでしょうか。もし差し支えなかったらお聞かせ願いたいのと、最初から質問していますように、事前協議が出ているということは、もう実施しようということで業者はいるわけですよ。ですから正式な書類は確かに今出てないかもしれませんが、事前協議の中で十分町とその業者との話し合いを十分におこなないと、やはりこういう大規模な開発というのは大変な災害も起きる可能性があります。今の場所を見ると。

ですからそういったことをですね、そもそも私が言いたいのは天然更新、要するに自然に生えてくるということで、伐採をしたということでそのまま終わってればいいですけども、その後太陽光発電事業が、私は逆だったんじゃないかなと、推測ですよこれは。太陽光発電やるために伐採しちゃって、その業者のやり方というのは非常に何というか、正面から来ないんじゃないかと思うんですよ。

今各地で太陽光発電で伊豆半島でも各地で問題になっているのは、まだ森林は伐採してないんですよ。その伐採の方法やあるいは開発についての住宅が近いとか、海が近いとかってということで、反対されている住民の方がいらっしゃるけども。この西伊豆町の場合はまだそこまでいってないとか、先に木を切っちゃっているものでね、かなり私は言い方悪いけれども、この業者というのは最初からその太陽光発電を実施するためにやったのではないかと。伐採したのはね。でも伐採した業者は、また別の業者ですけどもね。非常に複雑とか、分かりにくい仕組みになっておりますけども、最終的には太陽光発電をやろうということで、今事前審査にかかっているという中だと思わね。ではお伺いしますけども、賀茂郡でどこの場所で実施しているのかをお聞かせください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 場所につきましては、東伊豆町さんの町内でおやりになられているということだそうでございます。ただ先ほどから議員おっしゃるように、町としても正式ではありませんけれども、知り得ている情報の中で全員協議会を開き、皆さまのご意見をいろいろ伺ったり、町としてすべき指摘であったりとかいうことは、事業者さんにはその都度言っております。言っているからこそ、大城町内会の住民の同意を得たであるとか、大沢里区の区長さんの同意を得たということは、町が指摘をして、必ず最低限これだけは行ってくださいというものの中に網羅されているものをやられているものでございますし、また先ほども言いましたように、林地開発に関してはしっかりとその担保も取らなければいけないしというようなことも、適切に町としてはやっているつもりでございます。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 今後、正式な書類が出てくるであろうと思います。今の答弁の中で、事前協議の中で知り得る情報は、私たち議会にこうして示された。これは理解します。しかし、この今その中でも出ましたように、災害対策をきちっとやること、あるいは残りの伐採した地域については、天然更新というか、植栽をしてまた森に戻すということをきちっと業者との確約を取ってこの事業をやるのなら進めるようにぜひしていただきたいと思います。それで特に地形的に見て、この水系というのはもろに大城に向かっているわけですね。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 全協のあとに正式に確認をしましたところ、大城ではなく、大沢里の宮ヶ原公民館の脇に流れる所に水系は行っているという確認を取っております。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） この裏側と言うか、ここの場所の奥地まで入るとそうなのか。高低がありますので、そうかもしれないけど。今度、太陽光パネルを設置しようという側は、どうも大城の方に行っているのではないかと思う。川というか、流れていますからね、違うんですか。では宮ヶ原の皆さんというか、区民の皆さんとの話し合いというのは何回やられて、その中身については町は把握しなくていいんですか。ただ区長の判子さえあればOKということですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） もともとは宮ヶ原区の区有林の天然更新の間伐から始まったことでございますので、当然宮ヶ原区民の皆さまは、このことはご承知していただいているものと思

っております。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） ですから、それは先ほど言いましたように、最初から太陽光発電をやるという話はなかったのではないかと。この土地をいろいろ所有者で話をまとめられた方には、どうも太陽光発電をやるということを承知の上でこうした森林伐採をしたのではないかと、これは推測ですけどね。だからかなり強引なやり方ではなかったかなと。だからといって、私は反対ではないですよ。

十分地域の皆さんの理解があって、私たちのこの今西伊豆の作った条例に適していれば進めていただきたいんですけども。その点の区との話し合いというのは、さっき何回やられたと言って、中身については全員賛成ということになったんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 中身に関しては存じあげておりません。回数につきましては、大城町内会を対象とした説明会を2回、平成30年8月30日と平成30年11月21日に行っているという報告は上がってきております。

なぜ大城町内会かと言いますと、これは町の方から、もともとは宮ヶ原町内会の区有林ではありますけど、何をやるにしても大城町内会を通らなければいけませんので、大城町内会の地区の皆さまの同意が得られないような工事を、町としては認可は下ろすことは当然できないので、必ずここの同意は得てください、もしやるのであれば。まだ正式ではないので決まっておりますけども、そういうお願いをして2回をして、同意をいただいているということでございますから、同意ができていうことであれば、皆さん全員だと町としては捉えております。

ただ宮ヶ原町内会につきましては、何回やったかということは把握はしておりませんが、先ほどから答弁しておりますように、もともとが宮ヶ原町内会の区有林でございますので、町内会の方たちは伐採をする時からいろいろなことを知らされた中でのこういった行為ではなかろうか。ただ議員がおっしゃるような、もともと太陽光発電ありきであったのではなかろうかということにつきましては、あくまでも推測でございますので、町としては把握をしていないというものでございます。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） それでこの問題について、固定資産税が町に入るというんですけども、昨日も森林の固定資産税の議論がありましたけども、どの程度この太陽光発電をやることに

よって固定資産税が見込められるのかと。変更された面積で、現在窓口税務課ではどのぐらいを試算をしているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（真野隆弘君） 大沢里の今回の事業計画に基づいての試算をさせていただきたいと思います。実際に太陽光設備がされた場合、土地についてですが雑種地評価に変わります。そうすると、雑種地は固定資産の土地の約80パーセントというかたちで評価します。実際にその近傍地の宅地が5,500円ぐらいと見込んでおります。それから算出しますと、約1,000平米のもし開発でありましたら、約4万円の税額という試算をしております。それと合わせて、償却資産が今回太陽光設備として設備された場合、約1,000万円の設備がされた場合、その1.4パーセントが税率になりますので、約14万円の増額というかたちで、固定資産税は合わせておよそ18万円の増税を見込んでおります。以上です。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 今、変更後の試算をされたと思うんですね、当然。そういうかたちでの町への税収的なメリットがあるということは分かりました。そういう点では、先ほど課長から来年の3月末までに完成しなければならないというのは、これは何に基づいてそういう期限を業者は区切っているのでしょうか。国の補助金とか、そういった問題でしょうか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 私もそういった契約書を見て確認していませんけど、売電価格がいつまでに作るという、いつまでにやるというのが決められているかと思っています。それに基づいてのものだと思います。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） それも十分に確認してなくて、今答弁されたということでしょうか。そういったことをもろもろ全て町としては把握して、業者に対してそれこそ指導をきちっとやってほしいということ、この太陽光発電については申し上げたいと思います。

2点目に移ります。こがねすとの問題ですけれども、ジオガイドにお願いしたいという答弁でした。現在、西伊豆町でジオガイドは何名いらっしゃって、組織としてはどれぐらいなんですか。どこへお願いしようとして、今考えておられるのか、その点を教えてください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 人数につきましては担当課長が調べておりますので、答弁をお待ちいただければと思います。基本的に、西伊豆町でジオガイドというグループは存在はしません。

基本的に全て皆さん、伊豆半島ジオパーク推進協議会の中のそういった団体に所属をされていて、その中で特に西海岸を専門に今ご案内であったりとかということをしている方々がいらっしゃるということで、当然、西伊豆町内のジオサイトをご案内する中には松崎町民の方もいらっしゃるでしょうし、西伊豆町民のジオガイドをされる方が松崎町内にあるジオサイトをご案内するということがありますので、そういった西海岸を中心に活動されている方々にぜひお願いをしたいと。

ただそういった場合、その団体が正式にはありませんので、正式にはジオリアで行っている団体をお願いをして、常駐には、この西海岸で活躍されている方に、そこからお願いをしていただくというようなかたちになるかもしれません。今、その詳細につきましては、担当の方で煮詰めているということでございます。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） ジオガイドの方の関係ですけれども、伊豆半島のジオガイド協会には100人のガイドが所属しております。西伊豆エリアのジオガイドは、現在5人が常時活動しております。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 私、イメージが湧かないんですよね。というのは、こがねすとが施設として365日解放していくのか。今聞くとですね、この地域には伊豆半島全体では100人いらっしゃるけども、西海岸には5人しかいらっしゃらない。こういう中であのこがねすとを運営していくというのは、どうもイメージが湧かないんですけども。どんな方法でやろうとして町は考えているのか、そこを教えていただきたいです。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ジオガイドの関係の皆さんにいろいろお話を聞きますと、先ほども壇上で言いましたように、修善寺にはジオリアがありますので、そこを拠点に活動されている方、その中にはやはり車、電車、いろいろな交通機関を使って来られる方々がお越しになる。東海岸も同じように、そういったお客さまがたくさんいらっしゃいますので、ジオガイドをされる方の人数は多いのですが、残念ながら西伊豆に関しましては、マイカーで来られる方が大半でございますので、需要と供給のバランスで、なかなかそういった人材が育たないということもあるように聞いております。

ただ前に芹澤議員からも、堂ヶ島地内にそういったエリアを設けてはどうかというご意見もありましたけれども、堂ヶ島園地におきましてはなかなかそういった場所が見当たらない

ということで、その質問に対しては希望に添えなかったわけですが、今回12施設の指定管理者の更新ということにあたっては、ちょうどいいこがねすとがジオガイドの皆さんにお使いいただいたらどうかということで町の方として考えまして、今案としてお願いをしております。常時活動されている5名の方が、交代で活動されるのか分かりませんが、基本的にはあそこに夕陽スポットにもなっております馬ロックがありますので、あそこの展望が良い時には、どなたか常時いていただけるようお願いをしていきたいと思っております。費用につきましては、今まで12施設の指定管理で行っていたように、町の方から費用負担をして、人件費に充てていただくということを考えているものでございます。

○議長（山本智之君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時33分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（真野隆弘君） 先ほど答弁させていただいた部分の一部を訂正をさせていただければと思います。先ほど土地の値段については、1,000平米を仮定として報告をさせていただきましたが、実際に今回の開発契約は約1万平米ということですので、約1万平米ですと、土地の値段については約40万円になる見込みになります。償却資産と合わせて、54万円の増税を見込んでおります。あくまでも仮定の数字になります。以上です。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） こがねすとの管理について、私はさっきイメージが湧かないと言ったのは、常時開いているのか、またそういうふうをお願いをするということで、現在どの程度話し合いが詰められているのかということをお聞きするんです。まちづくり課が当然担当されていると思うんでね、ジオガイドの皆さん5人の方とどのようお話をされて、365日開けてほしいと町が言っているのか。それとも、必要な時だけ開けるのか。その辺は全然というか、よく分からないので今回の質問にしているわけですから。その他11施設はですね、もう既に公募されていると思うんですよ、3年の。このこがねすについては除外をして、要するに町営でやろうということですね。町営で施設運営をしていこうということですね。その運営

そのものを、ジオガイドの皆さんにお願いしたいということですね。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 町営ではなく指定管理をお願いするということでございますので、お間違えのないようにお願いします。詳細につきましては、担当の係が詳細を煮詰めておりますけれども、西海岸地区でメインに活動されている方々と今話し合いをされております。ただ当のご本人は、今世界ジオパークの大会で海外に行っておられますので、今現状どうなっているのかというのはちょっと分かりませんが、聞く話によりますと、若い方が1名常駐してくれるのではなかろうかということも聞いておりますし、その方にジオガイドの何とか講座を受けるような話ももうしているということも聞いておりますので、365日ということが可能か不可能なのかはちょっと分かりません。当然、お休みをいただかなければいけないところも出てこようかとは思いますが、可能な限り開いてですね、西伊豆町内のジオサイトについての説明、また来られた方に馬ロックであったりとかという説明ができるような態勢は取りたいというお願いをしているものでございます。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 今、町長答弁ありましたけど、担当課としては今現在どのように、一番知りたいのはどなかたちでやるのかというのは、町が指定管理やるといっても、よく仕様書を作ってですね、こういうかたちでやるというのはそうでしょう。ですから、その仕様書でのはできているんですか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 今、町長からの答弁もございましたけれども、今ジオガイド協会と西伊豆のジオガイドの方と話を煮詰めている最中でございますので、仕様書等はまだ原案ができていない状態ではありません。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 要するに、来年3月31日までは現在の指定管理、共立メンテナンスですね。4月1日から、今言っているかたちに変更したいということですね。しかし、その中身についてはまだ決まっていませんでは、大丈夫ですかと言いたいですよ。そもそも今のスタイルは変わるわけですね。今多少なりとも、コーヒーとかあるいはお土産品を売ってしましますが、そういったことはやめることになるんですか。そういったことの細かいことについては決まっていないのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） この前議会の皆さまにお話をしたりしたと思いますけれども、今までの12施設の指定管理の投げ方であれば、仕様書はもう既にできておりますから簡単なわけです。ただそうは言っても、このこがねすとに関しては外したいということになりますと、仕様書を一から作らなければなりません。当然、今まではアイスであったりコーヒーであったり物販を売ったりと、そういった利益があつての運営という形態を取ってございましたけれども、今度はそういったものは極力減らして、ガイドに専念をしていただく。ただそうは言っても、ジオ菓子であったということは売る可能性もありますよねというところから、仕様書を一から作り直しているところがございますので、皆さまのご理解をいただいて、それを抜くといったところからスタートございますから、スタートして1週間1か月でできるようなものではございませんので、今話を煮詰めているというものでございます。ただ、この指定管理の契約につきましては、12月の議会で上程をしますので、それまでには間に合うように努力をしているというのが現状でございます。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 12月議会までには、そういったこがねすとについての仕様書はできていると。その中でこれからジオガイドの皆さんと話し合つて、具体的にどういう、それは指定管理ですから運営をやっていくのかと。私はよく言うんですけど、町が基本的な姿勢を持ってないと、いくらジオガイドにお願いをしますと言っても、指定管理だからといって、結局施設の管理費とかそういったものをですね、利益生まないわけですから、当然町が出さざるを得ないということですから、私は町営ではないかと。指定管理と町長言いますが、運営そのもの、運営じゃなくて管理は町営にならざるを得ないと。町が責任を持って経費を出していくということになると思うんですよ。

町長、このこがねすとを利益を上げていくという方法に取るのか。あるいは、ジオパークの拠点としたい。当然、私は町がそういった施設運営費とか、そういったものをきちっと出していかないと運営できないと思うんですよ。そしてまた、ガイド料と言ってもですね、そんなにはたくさん取っていらっしやらないですから、とても運営できないと思うんでね。そういう点については、町はどういうふうに考えているのか、再度お伺いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） それは議員に言われなくても、重々承知をしております。先ほども言いましたように、お金も出して指定管理をお願いすると答弁していないでしょうか。たぶんしていると思いますよ。それは今あります温泉施設、なぎさの湯、しおさいの湯、せせらぎ

の湯、これも同じです。でも直営ではないですよ。指定管理でお願いするわけです。それと同じですから、直営ではなく指定管理ですと言っているものでございまして、形態としては町の方でしっかりとジオの皆さんに方針を説明した中で、今交渉をしているというものでございます。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 指定管理という制度そのものが、私は本当にどうなのかなと思うんですけどもね。そこ言ったらあれですけども。町営で作ったものを、きちっと町が管理して運営していくのが本来のあり方だと思うんです。しかしそうではない法律ができて、公共施設は指定管理に移しなさいという法律ができて、今なってますけどもね。現実と言うか、実際はですね、特にジオガイドの場合は利益を上げる施設ではないと私は思うので、指定管理と言えども町が運営費として出していかなければならないと。それは共立メンテナンスでやっていた時よりも上回るのではないかと推定できるんですよ。だからそういった具体的な経費の持ち、あるいはリスクの持ち方についての検討というのは、これから12月に向けてされるということですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） それは試算ではありますけれども、先日行われた全協でその数字は示してございます。指定管理で12施設出したときのこがねすとの経費よりも上回った金額で、こういうことになりますけれどもジオガイド協会の皆さんにお願いしたいと思っておりますという町の方向性は、議会の皆さまに金額も乗せてお伝えをしてあるかと思っております。その中でこの経費は人件費に使われますということもお伝えしているかと思いますが、それでは説明は不十分でしたでしょうか。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） この資料をいただきまして、これ見ますと1,650万ですか、こがねすと1つに。資料によりますと、それぐらい年間というか、5年間で必要だという試算がされておりますけどもね。ですからあえてお聞きしているのは、こう言うということは、収入の方は今回ジオガイドに指定管理する中で、ゼロとは言わないけども、今までよりも見込めないとならざるを得ないと思うんでね。その分この1,650万を、これを指定管理料の推測ですけども、そういったことで済むのかどうかというのは非常にこういう点が分からないんですよ。

これ試算は出ているのは確かですけども、だからいいですよというわけにもいかないし、やはり町の施設として修繕費もかかるだろうし、維持管理費もかかるだろうということを想

定していると、この金額では済まないのではないかと。これは私は考えると思うんですけどね。そういった点を町はきちっと考えて、このこがねすとを11施設から外して、新たにジオガイド協会に指定管理をしていただきたいということになっているんだと思うんでね。今、その中でまだ話し合いが十分に進められてないので、答えられないと思うんですけどもね。私の質問で町の姿勢をきちっと打ち出さないと、だから利益が上がらないでしょう、こがねすとというのは。それ大丈夫ですかと。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 何を言いたいのでしょうか。利益は出ないと、私は言っていますよ。だから人件費を含めてお金を出して、指定管理をジオガイドの皆さんにお願いをして、西海岸のジオサイトをご紹介いただきたいと。ただゆくゆくは町が持ち出しばかりでは困りますので、ネイチャーガイドがそこから派遣されるような拠点になれば、ジオガイド協会の皆さんのところにもお手当として出てくるかもしれない。そういうのが膨れてくれば、一人だったのが二人常駐していただけるかもしれないということも含めて、構想はしっかりとお伝えしてございます。

それは全て全協でお伝えしていると思いますし、ただ人件費に関して年間の指定管理料がうんぬんだけではなく、ここを一度改修しなければいけませんので、その改修費用としてこのぐらいかかりますというものも、既にお示しはさせていただいているかと思って、私は皆さんそれをご存じだと思って答弁をしているんですけども、それは聞こえていないのでしょうか。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） この資料の中で、そういったことは出ていると言われるんですか。それは3年間の指定管理料は出ていますよ。しかし、今町長が言われたように、修繕費だとかそういうの出ていないじゃないですか。どこにあるのか、ぜひ改めて示していただきたいと思います。全く申し訳ないですけどね。

私は指定管理、指定管理と言うけども、結局町の施設を指定管理をするということですけども、基本はやはり町がきちっと財政的な支援と言わないけども、指定管理料を払ってやっていただくわけですから、当然町が十分関わっていかねばならないと。ですから指定管理ということに逃げるといふか、なぜか指定管理になると、町は関わらないようなことになっていくのではないかと、そういう心配をしているわけです。

この12施設もしかりですよ。町がどの程度関わっていくのかということが、指定管理の制

度そのものを十分に、今までもう5年間やっていますから、そういったいろんなさまざまな施設についての資料としてはいただいておりますけども、中身についてはまだまだ検討をしていかなければならないと思うんですね。特にこがねすとの場合は、今言われたジオガイドの方々との話し合いを十分に詰めていただいて、12月議会にそういった議案を出していくということですから、それを待ちたいと思います。

次の質問に移ります。E S Dの問題ですけども、まさにこのE S D推進計画というのは、町が行っている全ての事業がこのE S D推進計画に網羅されているわけですね。特に今回の行政報告でも、E S D事業についてまちづくり課があえて取り上げているのは、カヌーの自然体験の指導育成を目的とした、開校しやりましたという報告があります。しかし、この計画書を見ますと、教育委員会からほとんど全てが網羅されているんでね、これ別に悪いとは言いませんけども。

特に立教大学との協定の中のこの3つの覚書に書かれているこういうことの具体的事例というのを、何を指して言っているのか。そしてまた、この推進計画の推進計画委員というのはいらっしゃいますよね。これ見ますと、33人の委員が連ねているわけです。いろんな課でいろんな委員会やりますけど、なかなかこの委員の皆さんの日程が合わないとか言って、会合がなかなか開かないということが大変難しいんじゃないかと思うんですけども、特にこのE S Dの関係は33名のいろんな方が入っているわけです。また、この中には学校生徒代表というのがある。当然、この方だって替わるわけですよね。ですから現在まで、このE S D推進委員会は何回開かれて、今の計画はどの程度推進しているのかというチェックをされているのか。その点をお聞かせください。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 西伊豆町E S D推進委員会は、現在まで3回会議を行っております。チェックというのではなく、各代表の方々に今、E S Dに関するこういう事業をやっていますと。それを継続して行っていくように、皆さんで情報を共有している会議でございます。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 持続可能な開発のための教育ということで、E S D事業というのは西伊豆町と立教大学との協定をされたということです。現在西伊豆は、私は聞いているのは、具体的にどんな事業が進められて、そして持続可能な人材が、そして教育の分野でどの程度実績があると、すぐには実績は出ないと思うんですけどもね。どういうことで、その立教大学

と協定したのかと。これは町長になる前の行政だと思うんですよ、年度見て。星野町長になってから、この協定を結びましたか。そうじゃないと思うんですね。その点について、町長自身も立教大学に出向かれていろいろお話をされていると思うんでね、どういうことであるのかという基本的なビジョンというのはなかなか分からないですよ。これ見ても、全てがこのE S D推進計画に入っておりますので、これというのはないのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） E S Dはそのままでございます。持続可能な開発のための教育というのが目標でございますので、そうなるように当然教育委員会も関わって、この地域を残すためには教育分野、子どもの時からふるさとという、まさしく西伊豆町のキャッチフレーズじゃないですけども、ふるさと言えりようなまちづくりをしていくこと。また、そういったことを子どもに教育をすることというのがE S Dの中身になってきますので、学校とも連携して、その委員の中には児童であったり生徒にいらっしゃったり、カヌーであったり櫓こぎを体験していただくことによって、ふるさと、そしてそれを持続可能な教育につなげていくというものでございます。

○議長（山本智之君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 今、西伊豆町にはさまざまな計画がありますね。ひと・まちづくりとか、計画作るのそれは別に駄目とは言いません。作られたらですね、それらを一つ一つ検証しながら、そして前に進むようにぜひ行政は努力していただきたいと思います。

これから町の総合計画も作られると。これは昨日の全協で、議会の議決を経ない、経ないというか、議会の議決をしないということが言われました。そうは言ってもですね、それは行政によってできるわけですから、別にそれをどうのこうのと言うわけではないんですけども。計画作ることはいいんですけど、その計画に基づいて一つ一つまちづくりが前へ進むように、ぜひ努力をしていただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開は、午後1時とします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

◇ 芹 澤 孝 君

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告7番、芹澤孝君。

4番、芹澤孝君。

[4番 芹澤孝君登壇]

○4番（芹澤 孝君） では、早速質問をしたいと思います。

まず最初に、斎場建設についてです。

斎場建設の住民説明会が5月と6月に4回、田子地区で開催されましたが、参加者は同意を得たとする人数には不十分と思われました。参加者の意見は、田子地区建設に否定的な意見ばかりで、建設に賛成する意見は皆無でした。以上の点を考え合わせると、住民説明会は不調に終わったと思わざるを得ないと考えますが、当局は住民説明会の結果についてはどのように捉えているのでしょうか。

2番、住民説明会の不調を受けまして、今後の斎場建設の進め方についてはどのように考えているのでしょうか。

続いて大きな2番として、地籍調査について。

地籍調査は昭和26年に国土調査法が制定されたことにより実施されていますが、その進捗は思わしくなく、国は昭和38年より国土調査事業10か年計画を逐次策定しまして、現在、平成22年から31年の第6次計画を進捗中です。地籍調査は時間と手間がかかるなどの理由により、全国的に進捗状況が思わしくない中、東北地方では比較的進捗しており、東日本大震災発生後の調査実施済みの区域においては迅速な復旧・復興に貢献をし、その重要性が改めて認識され、近年は大規模災害への備えとしても推進することを求められています。

賀茂地域は、南海トラフ地震による甚大な被害が想定されています。被災後の復旧・復興に貢献する地籍調査実施が急務となっていますが、平成27年度の時点では、財政的負担、人員確保が困難、専門知識を有した職員の不足などを理由として、下田市、東伊豆町、南伊豆町は未着手、西伊豆町は休止状態でありました。これによって、平成28年に賀茂地区6市町による共同実施を行うことで促進するというところで、賀茂地域地籍調査協議会を設置したことを確認していますが、以下の点はどのようになっているのでしょうか

(1) 地籍調査を休止した理由は何でしょうか。

(2) 当町の地籍調査の歴史とはどのようなものか。

(3) 当町の地籍調査の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

大きな3番として、育児サポーターについて。

(1) 育児サポーター制度の導入についてですけど、少子化により人口減少が進む中、島田市では昨年度164人も転入超となりました。島田市は転入超の要因を、数々の子育て支援の効果によるものとしています。しかし、その中でも近年、同市にUターンした女性は、最も助かった支援策は育児サポーターの派遣であったと語っています。

育児サポーター制度は市町により違いはありますが、島田市の場合は妊娠出産まで10時間以内、産後180日まで30時間以内の育児サポーターの派遣を受けられます。その内容は、育児に関する相談、授乳、おむつの取り替え、沐浴のお手伝い、上の子の遊び相手、通院、上の子の学校園行事等で母不在時などの赤ちゃんの見守りとなっています。

当町においては、医院、助産院による産後ケア事業を行っていますが、当該施設が遠隔地であること、有料であることなど、産婦と信頼ある密接な関係を築けるか疑問です。育児サポーター制度は利用者にとっては利便性が良く、かつサポーターと密接な信頼を築けることが期待されます。

育児サポーター制度については、どのように考えるのでしょうか。

以上です。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それでは、芹澤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、大きな1点目の斎場について。

(1) 斎場建設の田子地区住民説明会についてどのように総括しているのか、建設に賛成する意見は皆無であった、説明は不調と考えるが町はどのように捉えているのかとのご質問でございますが、議員は質問の中で賛成意見は皆無であったと断定されておりますが、何を根拠におっしゃっているのかをまず明らかにしていただければと思います。

町といたしましては、大変厳しいご意見もいただいたことは事実でございますが、しかし、斎場についての質問よりも、現在あるクリーンセンターに関する質問や、過去の不手際に関する質問が多かったように感じております。今後、住民説明会で出たご意見などを踏まえ、今一度町として地区に対する支援策などを提示した説明会を行っていきたいと思っております。

次に、(2)の斎場建設についての進め方は、どのように考えているのかとのご質問ござ

います。不調に終わったと、こちらも断定されておりますが、何をもって不調と言われているのかを明らかにしていただかないことにはお答えのしようがありません。

次に、大きな2点目の地籍調査について。

(1) 地籍調査が休止した理由は何かのご質問でございますが、主な要因といたしましては、地籍測量時に土地の境界確認を行いました。隣接する土地所有者がお互いに境界を確認していない箇所もあり、調査結果の修正要望が多く、対応に時間がかかりました。また、地籍調査の前後では、土地の面積が増減することが山林などでは多く見られますが、当時の町当局の説明が不足していたのか、面積の増減に対する修正要望も多数ありました。このようなことから土地所有者からの地籍調査に対する苦情も多く、町としても人的負担も大きかったため、調査を休止したものだと思っております。

次に、(2)の当町の地籍調査の歴史とはどのようなものかのご質問でございますが、昭和47年に田子の今山の調査を実施、1.10平方キロメートル、932筆を測量。昭和48年に田子の大田子から合ノ浦の調査を実施、0.70平方キロメートル、1,764筆を測量。合計、1.80平方キロメートル、2,696筆を測量いたしました。その後、昭和49年に休止となっております。

次に、(3)の当町の地籍調査の進捗状況はどのようになっているのかのご質問でございます。平成29年度から、賀茂地域地籍調査協議会で広域連携として行っております。平成29年度、中1地区0.07平方キロメートル、178筆の調査素図の作成、費用としましては54万円を出しております。平成30年度、中1地区の地籍調査および中2地区の0.07平方キロメートル、368筆の調査素図の作成、費用としては379万800円を支出しております。そして、今年度の令和元年度におきましては、中1地区の成果の閲覧および中2地区の地籍調査の一部を実施し、費用として759万円を支出しております。

地籍調査は津波浸水区域を対象としておりますが、大田子地区は既に調査を実施しておりますので対象外となります。計画調査面積におきましては、3.179平方キロメートルで、完了まで40年間の予定となっております。

次に、大きな3点目の育児サポートについて。

(1) 育児サポート制度の導入について。

島田市で行っている育児サポート制度は、利用者にとって利便性が良く好評のようだが、制度導入についてはどのように考えるのかのご質問ですが、理想的な制度かと思っております。島田市は平成29年の出生数が701人、育児サポーターが5人であることを考えると、当町では現在行っております保健師や助産師等によるパパママセミナー、新生児訪問やママヨガ教室

等に関連づけて行っていき、少人数だからこそできるような関わりを持ち対応していきたいと思っております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） どうして不調になったかと捉えるかという話でしたけど、それは私の捉え方としたら、多くの賛同者が得られないということは、同意は得られなかったと思うので不調に終わったと考えています。

それで住民説明会は、行政と地域住民が顔と顔を合わせ、行政が何らかの事業だの施策に対して住民に直接的に説明し、また住民から意見を受け、また双方向のコミュニケーションを通じて、相互理解を得ることが目的として行われるわけですけど、今回がほとんど建設に否定的な意見ばかりで、相互に理解し合えたとは言い難いと感じましたけど、しかしその中には当然意見は出ませんでしたけど、建設賛成の方もいると思います。

建設賛成意見は出ませんでしたけど、この住民説明会の開催の趣旨というのはいろいろあると思いますけど、この事業の見直しを行うための住民説明会、単に事業の決定事業を連絡する住民説明会といろいろあるわけですけど、では今回の住民説明会というのはどういうふうに町としては位置づけているのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 町としては事業の決定ということの判断を下すには、住民の同意が必要だと考えておりますので、当然住民の同意が取れていない以上、決定という旨の説明会の開催をしたということではございません。ただそうはいきましても、建設準備委員会におきまして、候補地として選定された地区に対して、町の方針としてはこちらで建設をさせていただきたい。それに対して、皆さまのご意見を伺わせていただきたいということで、説明会をさせていただいたものでございます。

壇上でも答弁をさせていただきましたが、4回開催させていただいた中でいろいろなご意見をいただきましたので、それらを踏まえて、地区に対してこういった支援策をさせていただきますので、ぜひお願いをさせていただきたいということで、もう一度住民説明会を開催をさせていただきたい。それにつきましては、この場所で決定をしたいという、完全にお願いの説明会でございます。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 次にですね、行政が開催する住民説明会というのは、開催する時点で

行政の方策は既に決まっており、住民説明会でコミュニケーションして、一件落着というパターンが今までのパターンです。今回は残念ながらコミュニケーションが取れなかったわけですが、一件落着とはならなかったことを受けて、住民説明会で言ったことを当然レコーダーなり筆記メモをして、その後の対策というか、考えると思うんですけど。今回の住民説明会で否定的な意見ばかりが出た要因というのは、その辺はどのようにか分析していますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 壇上でお答えをさせていただいたかと思いますが、今回の説明会の時に多く出た意見といたしましては、斎場うんぬんよりも、現在あるクリーンセンターから出てくる煙の問題であるとか、その当時の町の不備、また不手際に対するもの、あとはその近隣の方々に今までご迷惑が掛かっていたことに対する不満であると、そういったこと。それと斎場とクリーンセンターが、同一の場所に来るのはいかななものかというようなことが多かったように町としては分析をしております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） だから今もう迷惑施設としてクリーンセンターがあるんだから、それでまたなおかつ来るということが、その否定理由になっているわけですね。それと、では今後どうやって進めていくんだということなんですけど、田子の住民というのは、私の調べている中でも2,000人ぐらいいるわけですよ。この中でこの住民説明会4回開催し、だぶって参加している人もいるので、延べ人数にすると100人前後かと記憶していますが、果たしてこの100人の人間では十分な参加者とは言えないと思います。

参加しない人の理由としては、身体的理由、この問題に関心が低い。また反対ですが、既に決まったことだから説明会に行っても仕方がないと思っている。また、賛成者は建設賛成だから説明を聞く必要がないから参加しないという理由があります。参加者の意見は否定的な意見ばかりで、賛成意見は皆無でしたけど、この開催状況から判断すると、田子地区の住民の意思は大多数は建設することに反対であるということになると思いますが、本当にこの大多数の人が反対しているのかということも、私は疑問には思います。

うがった見方をすると、賛成者は住民説明会には来ない。来る人は反対者だけとの見方があるように、地区住民の意思が本当にどちらかにあるのか、今現状では分かりません。だからサイレント・マジョリティと言われる言葉がありますけど、この反対がどちらにあるのか、賛成にあるのか、反対にあるのか、これ確認する必要があるんじゃないでしょうか。現在、行政運営を進めるにあたって、議員の多数決によって意思決定されていくわけですけど、議員

が全ての住民の気持ちを代弁するものではなく、またくみ取れるものではありません。

今回のこの候補地選びにおいて、透明性に欠けると不信感を持ち反発する住民がいる一方で、声を挙げない賛成者もいるという状況です。今回の候補地選びにおいて、透明性に欠けると不信感を持ち反発する住民がありますが、それらを払拭するために、これらの住民の気持ちをくみ取るために、住民が意思決定に参加し、議会制度を補完するのが今の時代の流れなわけですね。それとして、そのためには住民投票という制度があるわけです。この案件については、条例制定して議決できるというのは、私はちょっと今の状況では疑問に思うわけで、地区の住民の大多数の意思を尊重するためにも、このサイレント・マジョリティの声なき声の大多数がどちらかにあるということを確認するということで、田子地区の住民アンケートを取って、その結果に従うべきだと思いますけどどうでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） アンケート調査につきましては、議員が以前行われました一般質問の時にもしないと、これは言っていると思います。住民投票につきましては、1地区で行うことはできませんので、全町で行うこととなります。当然、今議員もおっしゃいましたように、住民投票をするときには議会に上程をしなければいけないということもありますので、条例制定をする必要があろうかと思っております。

ただ住民投票に身を委ねるとのこと、イコール私は、では議会の存在とはどういうものかということも問わなければいけないと思っておりますので、これは慎重にすべきではないか思っております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） ですから住民投票ではなく、地区住民アンケートの結果に従ってはどうですかということを行っているわけです。また、そのアンケートができないという理由は何でしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） アンケートができない明確な理由はございませんけれども、そういったもので行政の方針を決めるべきではないということでございます。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） これは住民説明会の時にも申しましたが、町長も当選するにあたって、住民の気持ちをくみ取るということを言われているわけですね。そういうことを考えると、この声なき声、そういうものを拾うというのも町長の方針、それに沿うんじゃないかと

思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 住民説明会の時に一番多くあった、クリーンセンターをどうにかしてほしいという声を聞きまして、今、下田・南・松崎町で行っております新しい建設の仲間に入れさせていただきたいということでお願いをし、今同意を得て出始めている状況でございます。できればその計画にうまく乗ることができ、どこかの場所に建設をしていただいたならば、田子地区の頭の上からはクリーンセンターはなくなるということでございますので、住民の声を私は反映をしているものと思っております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） では別のことで、この説明会で否定的な意見ばかりだったんですけど、表面上は田子地区においては、建設は多くの人の理解を得ていないと私は考えますけど、その問題解決に時間がかかるかは分かりません。それで町長もいろいろ今後進めていくということのような意見ですけど、これ行政上の観点からも、ある時期が来たら政治的判断を決断を迫られると思いますけど、その計画を推し進めるのか、それともあくまでも住民の理解を得るのを優先するのか。その辺はどうなんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ある時期において政治決断を迫られているのではなくて、既に政治決断をした中で、委員会が挙げてきてくださったテニスコート跡地の所に行いたいということで、住民説明会を既に行っているものがございます。これは政治決断をしなければ、そこで決めて住民説明会をする必要がないわけでございますので、既に町としての方向性としては、政治決断はしているというものでございます。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 住民説明会の資料ですか、あれには第1候補地ということで、まだ皆さんの意見を伺いたいという表現だと思います。それには決定だということは、全然書かれていないわけです。これを政治的決断を既にされているということなんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 1番初めの再質問の時に答えさせていただきましたように、住民の同意がまだ得られておりませんので、最終決定ではございませんが、住民のご意見は頂戴した中で、田子地区の皆さまの合意が得られるような努力をしていきたい。そのための説明会をさせていただきました。そこでいただきましたいろいろなご意見を庁舎内で分析、そして

検討した中で、先ほど申し上げましたように、クリーンセンターをどうにか田子地区から違う地区に移せないかということも議論した中で、下田、松崎、南伊豆町がやられている仲間に入れさせていただくというような政治決断もさせていただいているものでございまして、また改めて田子地区で支援策などを提示した説明会をさせていただいたのちに、最終的な決定を下していきたいと思っております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 今、もう政治決断をするということのようですけど、ではあれですか、その政治決断をするリミットというか、その辺は時期はいつなんでしょうか。その辺はどのように考えていますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） あえて時期を決定する必要はないと思います。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） では住民の同意が得られるまでは頑張るというか、それまでは進行しないとということでもいいわけですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） そうではなくて、一番初めの再質問にお答えをさせていただきましたように、次に行います住民説明会は、完全にお願いをさせていただく。皆さまのご意見をいただいた中で、町としてはこういう支援策をさせていただきますので、ぜひ受け入れていただきたいというお願いをさせていただくものでございますので、その時に町として誠心誠意頭を下げてさせていただいた中で、同意がいただけるような努力をしていくというものでございます。ただその後において、実際どういう決断をするかということの期日については、決定はしないというものでございます。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 住民説明会のその有効性ということ考えた場合、では参加者が少なくてもお願いしたからいいよということで、その住民説明会を粛々と開いたからということで、その既成事実を積み上げて、じゃあやったからもう終わりだと決断するということにするのか。そういうことであると、ちょっとまずいのではないかと思うんですけどね。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 芹澤議員みたいにそういうことを思われる方もいらっしゃるのかもしれませんが、前回田子地区で行いました4回の説明会の時にも、回覧板に全て資料を

添付した中でお配りをし、日程も1か月ぐらい前から、この日に行いますのでぜひお越しくださいということで、町の方からは投げかけをさせていただいているものでございます。議員のおっしゃるように、粛々というようなことではなく、町としてはこの日にやりますので来ていただきたいという願いも込めて、しっかりと日程の開示、そして情報提供はしていきたいと思っております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） では、その住民説明会の有効性というか、参加人数はだいたいどれぐらいいたら、これは同意が取れたと理解しますか。住民投票の行える例としたら、有権者の3分の1が必要だということになっていますね。田子の住民の地区の住民が2,000人いて、その有権者がどれぐらいいるのかちょっと分からないですけど、その3分の1といたら、かなりの人間が参加してもらわないと、この同意を得たということにはならないと思うんですけど、その人間をではどのぐらいでいいかということ、参加者は。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 住民説明会にその地区住民の3分の1と言われている根拠が分かりませんので、答弁はしかねます。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 住民投票の場合は3分の1ということは言われているから、だけど住民説明会の場合はそういう規定はないわけだけど、この人数になったら有効性があるとか、そういうことは規定されてないわけですけど。町長としたら、では住民のどれぐらいの人間が参加したら、これはもう有効であると、役目を果たしたと考えるのか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ある一定の告示期間があつて、住民説明会をするわけでございますので、仮に1名だとしても有効性はあるものと思います。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） では、次の質問にいきます。地籍調査ですけど、これもちょっと私もよく理解していないので、このカテゴリーがごちゃごちゃになったのを質問の順番が前後しますが、その辺はよろしくお願いします。

これから40年かかるという話ですけど、もう既に静岡県内でも、御前崎市、牧之原市、吉田町のように100パーセントも実施完了している市町もあるわけですね。それに静岡県内の実施率も、もう既に25パーセントと平均、そうすると当町の場合は非常に低い数値なんですけ

ど、これを40年と考えるというか、これ40年という数字はどうやって出したのでしょうか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 一番最初に地籍調査を再開するにあたりまして、調査する場所は津波浸水想定区域だというので、その場所を設定しまして、だいたいこの辺りをやるのに1年かかるというような感じで出して、計算して40年と算定をしました。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 今、30年以内に70パーセント以上の確率で南海トラフによる大震災が予想されている中において、当町においても沿岸部において津波による壊滅的被害も予想されるわけです。地籍調査が進んでないと、筆界の確定に時間がかかり、災害復旧が遅れるということはもう既に既知のとおりです。平成30年度の成果説明書によれば、宅地の筆数は1万3,573となっていますが、これ現在までに地籍調査が済んだ筆数はいくつで、また何パーセントに相当するのか、宅地の場合。あと同様に山林の場合1万5,973筆になっているわけですが、現在まで地籍調査が進んだ筆数はいくつで、それは何パーセントにあたるのでしょうか。この2点を。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） それは先ほど壇上でも申し上げましたように、昭和47年、48年に田子地区で行われましたのが2,696筆、そして平成29年度から令和元年の間に今行われております調査の筆数が368筆プラス178筆でございます。その中には、田畑も宅地も含まれているということでございます。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 今の町長の回答に付け加えまして、以前田子の大田子と今山の付近を調査した筆数と、あと平成に入りまして調査した筆数から算出しますと、宅地で済んでいるのが1,500筆で、これが7.40パーセントになります。山林が466筆で2.92パーセントになります。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 本当にまだまだ低い数字なんですけど、少しでもそこに支援するために、現在賀茂地区6市町による共同調査を実施しているとのことですけど、当然ながら共同調査するにおいては、メリット、デメリットが出てくると思います。第19回の賀茂地域広域連携会議の資料では、この地籍調査を行うのにあたっては、一般的に一地区の調査を完了するのに3年を要するとされているが、実質1年半で調査を完成することができたとうたって

います。

どこの地区のことを指すのか分かりませんが、本当であれば大変良い結果だと思いますけど、反面この共同調査における弊害も出ると思いますけど、この共同調査を行うということについては、どのように考えているのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） この事業に関しましては議員もよくご存じだと思いますけれども、これは町の単費だけで行っているものではなく、国・県のお金をいただきながら行っているものでございますので、町といたしましては財政的な負担が軽まっているという部分がございます。そのほかにも他市町の職員の協力も得られるということがございますので、そういった面を考慮しますと、やはり町単独であったり、一個人が行うよりは迅速に行えているものと理解をしております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） その点についてですけど、では共同調査の進め方はどのようになっているかということと。民間に業務委託しているということですけど、担当職員のスキルアップが課題となっている中で、民間業者と担当課の職員はどのように連携するのですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 共同調査の進め方はどのようになっているかというまず最初の質問ですけど、賀茂地域6市町で職員を併任しまして、現地立会いや閲覧などの相互支援というものを実施しています。平成29年度は、西伊豆町の職員が延べ8日間他の市町へ支援に出かけました。平成30年度は西伊豆町の職員が延べ8日間他の市町へ支援に出かけ、8日間ほかの市町の職員が西伊豆町に支援に来ていただきました。令和元年度は西伊豆町職員が延べ9日間他の市町へ支援に出かけ、8日間支援を受け入れる計画となっています。

次の民間に業務委託をしているかというご質問ですが、連携ということですが、委託業者に全てを任せるのではなくて、土地所有者への説明会や現地立ち会い、閲覧などは町職員と委託業者が連携して業務を行っております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 前に言いましたけど、広域連携会議の資料によれば、当町の課題としてですね、担当職員のスキルアップ、専門職の確保と地籍調査を課題として挙げています。そして今後の展開として、研修により担当職員の技術力向上を図り、自立した調査が可能な体制を構築していくとしているわけです。民間業者に委託している中で、担当職員は異動等

あり、体制づくりは簡単ではないと思いますけど、この課題とする点にはどのように取り組むのか。また、この自立した調査が可能な体制とは何を指すのか。それをまた構築できるのか。その辺はどうなっていますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 自立して調査をする体制づくりというのはなかなか難しいと思っております。議員もおっしゃいましたように、少ない職員の中で人事異動をかけているわけですので、その職員がずっと10年20年そこにいてくれれば、そういったスキルもアップするわけですので、3年4年で替った時にはまた一から出直しということもありますので、なかなか小さな市町にとっては難しい。ですので1市5町で連携を取って併任をした中で、仮に西伊豆町の担当が新しい新人だとしても、他の併用して来てくれた方が2年目、3年目であれば、そこから技術を教えていただく。また、専門の方から技術を教えていただくというなかたちの中で、広域連携で今行っているものでございます。単独ではなかなか厳しいというものです。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） では体制づくりの構築、専門職の配置等は絶望的ということですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 西伊豆町には土木の技師含めて専門職はおりませんので、そういった観点から言えば絶望的。ただそうは言いますが、全く経験したことがない人しかいないのかということになりますとそうではなくて、他の市町の応援をいただきながら教えてもらったり、逆にうちの2年3年経験した人が併任職員として他の市町に行って教えたりと、これは税務課の納税徴収の面でもそういったもので連携をしながら、100人規模の小さな職員の市町が大きな市町と同じような活動ができるようなことで広域連携を図っているものでございます。

○議長（山本智之君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時50分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 土地の境界を確認できない場合のことを、筆界未定と言うそうです。その原因は、境界について所有者間に紛争があったり、所有者間の同意が得られなかったり、確認できない場所、水路上にあるとか建物が入り込んでいるとか複雑な境界があったり、現地で調査を行った土地に所有者に立ち会ってもらえなかった場合等がありますが、筆界未定になると分筆・合筆ができないということで、地籍更正ができない、地目変更ができない、売買抵当権の設定などが非常に難しくなるということで、土地を担保とした銀行の融資等が得らなくなる可能性が出てくるということの問題も発生してくるなどあるわけです。

そしてまた、この筆界未定の解消には、個人で測量をし、自己負担額の多額の費用と時間がかかるということになっています。それで今年度、当町においては一部地籍調査が行われ、閲覧まで行われたわけですけど、筆界未定処理となった土地はなかったのでしょうか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 今年度、地籍調査の閲覧を行いました。その分に関しては筆界未定の土地は今のところございません。ただ、以前今山を、田子地区をやった時に一部あったと記憶しています。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ちなみに今行っております中1地区・中2地区につきましては、田畑が一番多いところになりますので、今議員のおっしゃったようなことには該当する案件は少ないのかもしれませんが。今後、どんどん西の方に向かって行くことになると、宅地が増えてまいりますので、そういった場所においては、もしかするとそういった案件も出てくるが多くなってくる可能性もございます。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） そういう案件に備えて、筆界未定が発生した場合には、境界確定訴訟ということで対処するというようなことはあるわけですけど。それと筆界特定制度ですか、それとADR法などによる解決法があるということですけど、担当課としては、こういうことの筆界未定の処理について十分説明できるだけの準備ができていますでしょうか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 土地所有者へ事業を行う前に、事前説明会を行いまして、その場で筆界未定の及ぼす影響などを説明いたしております。また、資料もお渡しをいたしました。また今後、実際にそういった筆界未定が生じたり、生じるようなことがありましたら、

その該当する所有者の方々には詳細に説明を行いたいと思います。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 地籍調査が済んでない地域は、測量技術が確かでない明治時代の地租改正時に作成された公図が登記所・法務局に管理されて、土地の流通の資料として使用されているために、今トラブルが発生するわけです。また、大災害で目印が消失したり、地形が変形したり境界が不明確になり、地籍確定が進まず復興がはかどらないということは容易に想像がつくわけですけど、そのようなことにならないように地籍調査の実施が必要になるわけです。

以前、参加した地籍調査の説明会の資料では、地籍調査は土地の境界を確定するものではなく確認する調査であると。登記簿地図にあって確認する調査で、境界を新しく決める調査ではないとなっています。現況と公図が大きく違っている場合、例えば私有地に町道が存在しないのに、現況では私有地に町道がある場合など、現況と大きく公図と異なっている場合があります。前に言ったように、地籍調査は新しい境界を確定するものでないということなんだけど、確認だけの調査ということでこういうことが解決できるのだろうかと思うんだけど、このように官と民の場合の問題に対して、どのような対応になるわけでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 町で河川をいじったりというようなことが今後発生した場合には、しっかりと測量して地籍を明らかにしてからでないとなかなか事業というのは難しいと思います。その時にもし河川の中に宅地があった場合には、町としては買わなければいけないというような状況も出てくるかもしれません。

一番の根底としては、議員おっしゃったように、公図と本来の地籍の場所がずれているというのがありまして、特に田子地区などで問題のあったのは、ずっと地籍を調査していきますと、一軒の家がなくなってしまうようなことがあったりとか、道路が家の中を本来は走っていないんですけど、走っているというような事案にぶつかったりというようなことが出てくるので、これはなかなか同意が得られないのでやめましょうということで中止になったと理解はしております。

ですのでもし官と民であった場合は、官は行わない事業をしなければいけないので、買うということではできますけども、民民の場合は、ではお宅は引きなさい、言われた方はあなたが引きなさいといって争いごとになりますから、訴訟が生まれるということでございますので、官民に関してはそういった訴訟にはなるべく柔軟に対応して、議会の了解を得た中で予

算措置をしてということにはなっていくのではなかろうかとは思っております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 昨日の同僚議員の質問においても、近年、森林整備が期待される中で、所有者の確認ができない森林が多くあるという指摘があったように、国は山村部において過疎化、森林所有者の高齢化、町村に不在化が進行すると同時に、森林の荒廃により土地の境界が分かりにくい状況になっているとして、地元の精通者が少なくなっている現状で、それがいなくなる前に土地境界情報の把握が困難になることから、境界情報が失われている前に境界の明確化を急ぐ必要があるとして、土地境界に詳しいものに立ち会ってもらって調査し、そして簡単な測量をし図面に取りまとめる山林基本調査を促進するように求めているわけです。当町の場合、この山林基本調査はどのようになっているのでしょうか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 確かに議員のおっしゃるとおり、山林の境界が分かりにくくなっているという話は耳にいたします。ただ、うちの町は山林基本調査の予定というのは、今のところございません。まず先に、津波浸水区域での地籍調査を進めたいと思っています。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） ではちょっと戻りますけど、40年というのは、これは山林とか全部含めてということなんでしょうか。それとも宅地だけが40年かかるということになると、山林の方が40年後から開始するということですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） この40年につきましては、壇上でも答弁をさせていただきましたように、津波浸水区域内を対象として行った場合40年ということでございますから、山林もしくは津波浸水区域外までやるとなると、もっとかかるということでございます。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 絶望的な話で、自分たちの生きている間には終わるかということです。あれですね、地籍調査による筆界が確定した以前の公図とね面積が違っている場合、固定資産税に当然跳ね返ってきますね。この辺のことは、地籍調査した結果を税務課と固定資産税の変更については共有しているのか。その変更に対応できるようになっているのでしょうか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 現在、測量結果の閲覧が全ては終わっておりません。閲覧が完了しましてから、県知事の認証を得て、調査結果を法務局の方に送付します。送付後、登

記簿が更新され、面積も更新されます。固定資産税は1月1日現在の登記簿に基づき課税をされますので、登記簿更新後に迎える1月1日の翌年度から固定資産税に反映されるようになります。窓口税務課とは、連絡を密にして進めていきたいと思っております。ただ地籍調査の前後で面積の増減があったとしても、固定資産税を遡って課税したり還付する予定というのはございません。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 分かりました。では最後に育児サポーターについてですけど、ここについては質問はありません。一言言わせてもらえば、産後の一定期間を育児支援する目的のために、当町でも産後ケア事業実施要綱が平成30年に整備されたわけです。平成31年度の産後ケア事業を見ると、利用者は2名で、当初予算26万円に対して決算額1万1,200円で、予算執行率4パーセントですね。

しかしながら、この事業は産後うつなどの対処として、専門医療施設の利用ができるということによって安心安全な指導・相談を受けられるということで、執行率は低いといえどぜひ必要な事業かと思っております。しかしながらこの利用状況から見ると、経産婦はこれと異なる別の育児支援制度を、もっと利便性のきく育児支援制度を求めていると思っております。その辺で考えると、この育児サポーターというのは大変いい制度と思うので、ぜひ検討する必要があると思っております。

以上です。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時10分

◎報告第2号の上程、報告

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

日程第2、報告第2号 平成30年度西伊豆町財政健全化判断比率の報告についてを議題とします。

当局に報告を求めます。

町長。

○町長(星野淨晋君) 報告第2号 平成30年度西伊豆町財政健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度西伊豆町財政健全化判断比率を監査委員の意見書を付して、別紙のとおり報告する。

令和元年9月3日 提出。

西伊豆町長 星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山本智之君) 総務課長。

○総務課長(佐久間明成君) それでは、報告第2号 平成30年度西伊豆町財政健全化判断比率についてご説明させていただきます。

報告書1ページをおめくりください。健全化判断比率報告書でございます。本表は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、4つの指標からなっております。

実質赤字比率ですが、これは一番左側の方の欄になりますね。これは一般会計にかかるもので、30年度も赤字はございませんでした。

次に連結実質赤字比率ですが、西伊豆町の持っている全ての会計、一般会計と国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険事業の特別会計、水道事業、温泉事業の企業会計、6会計を全てを合わせたものになりますが、こちらも赤字は出ておりません。どちらも実質収支が黒字のため、ここには数字が出ないということでございます。

次の実質公債費比率、こちらは平成30年度比率が2.6パーセント、平成29年度比率が2.5パーセント、差し引き0.1パーセントの増となりました。

添付資料として監査委員さんの意見書が付けてありますので、3ページおめくりください。これが意見書の表紙となります。意見書の4ページをまず確認をお願いいたします。意見書の4ページでございます。このページのちょうど中段、どちらかと言うと1番右端のところに、実質公債費比率3か年平均という欄がございます。2.6になっております。この数値は、その左隣の実質公債比率、平成28年度、平成29年度、平成30年度、この3年間の平均値で算出をされております。

続きまして、5ページをそのままお願いいたします。表としては、総括表④将来負担比率の状況というところで、平成30年度の決算数値となっておりますが、5ページという数字の

すぐ下側に、将来負担額Aという覧がございます。こちら64億2,825万6,000円という数字が出ております。将来的な西伊豆町の負担額ですと。その右隣に、充当可能財源等Bというのがあります。109億9,714万円、A引くことのBという数字がまた右隣に載っておりますが、マイナスの45億6,888万4,000円。こちら差し引き計算ですのでマイナスと表示をしておりますが、将来的に充当できるお金の方が負担額よりも45億円ほど大きいということですので、1番右端の覧になりますが、将来負担比率がないということでございます。

報告書第2号の1ページめくったところ、健全比率報告書へ戻っていただきまして、以上の結果によりまして、平成30年度の当町の健全化判断比率は、最下段に記入してあります早期健全化基準内であり、良好な財政状況であったということでありました。先ほど4つの指標という話をさせていただいた表の1番下に、早期健全化基準29年度基準とありますが、ここで15パーセント、20パーセント、25パーセント、350パーセントそれぞれございますが、どれにもあたらないということでございます。

簡単ではございますが、以上報告とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 以上で、報告第2号を終わります。

◎報告第3号の上程、報告

○議長（山本智之君） 日程第3、報告第3号 平成30年度西伊豆町資金不足比率の報告についてを議題とします。

当局に報告を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） まず報告第3号を読み上げます前に、報告第2号の際にご審議のほどというふうに申し上げましたが、報告でございますので審議はないということで、大変失礼をいたしました。

それでは改めまして、報告第3号 平成30年度西伊豆町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度西伊豆町資金不足比率を監査委員の意見書を付して、別紙のとおり報告する。

令和元年9月3日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長より報告申し上げます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） それでは、報告第3号 平成30年度西伊豆町資金不足比率の報告について。

報告書を1ページおめくりください。資金不足比率報告書でございます。この表は、平成30年度の公営企業にかかる資金不足の比率を報告するもので、西伊豆町では水道事業会計と温泉事業会計の2会計がございます。資金不足ですので、各会計に余剰金があるかないかで判断をいたします。

先ほどの監査委員の意見書の9ページをお願いいたします。この表の左側一番上に、水道事業会計、こちらの（8）で資金不足額・余剰額（連結赤字比率）というところがありますが、水道事業会計では4億9,765万2,000円の余剰金、その下の温泉事業会計では7億6,796万9,000円の余剰金が発生しております。ちょうどこの（8）の上に、（14）で合計というのがございます。12億6,562万1,000円という余剰金が発生しておりますので、資金不足は生じておりません。

簡単ですが、以上報告とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 以上で、報告第3号を終わります。

◎報告第4号の上程、報告

○議長（山本智之君） 日程第4、報告第4号 平成30年度西伊豆町教育委員会自己点検・評価の報告についてを議題とします。

当局に報告を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 報告第4号 平成30年度西伊豆町教育委員会自己点検・評価の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、西伊豆町教育委員会自己点検・評価を報告する。

令和元年9月3日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当局長より報告申し上げます。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） ただいま上程されました、報告第4号についてご説明をさせていただきます。

報告書の次のページからになります。

まず点検・評価項目につきましては、報告書の1ページにも記載してございますが、教育委員会の権限に属する事務の管理および執行の状況について、平成30年度の教育委員会の活動、教育委員会が管理・執行する事務、それから教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務に区分し、教育委員会および事務局で自己点検・評価を行っております。

自己点検・評価の内容につきましては、1ページから8ページになります。また、自己点検・評価を行ったものを評価委員会において説明し、それに対する意見をいただいております。そちらにつきましては、9ページに記載してございます。内容につきましては、報告書に記載してあるとおりでございます。詳細説明につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

以上簡単でございますが、報告第4号の説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 以上で、報告第4号を終わります。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第5、議案第33号 令和元年度農山漁村地域整備交付金津波防災ステーション工事（安良里地区）請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第33号 令和元年度農山漁村地域整備交付金津波防災ステーション工事（安良里地区）請負契約の締結について。

令和元年8月9日指名競争入札に付した、令和元年度農山漁村地域整備交付金津波防災ステーション工事（安良里地区）について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和元年度農山漁村地域整備交付金津波防災ステーション工事（安良里地区）

- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金 7,480 万円
- 4 契約の相手方 静岡県沼津市三園町4番43号
株式会社 岩城商会
代表取締役 岩城隆史

令和元年9月3日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長から説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） それでは、議案第33号についてご説明いたします。

1ページおめくりください。議案第33号の説明調書となります。

令和元年度農山漁村地域整備交付金津波防災ステーション工事（安良里地区）請負契約の締結についてです。今回の工事につきましては、陸閘の改造および機側操作盤の交換が主な工事となっております。

1. 工事概要

①陸閘遠隔操作・自動化工事

規則操作盤交換 3基

②陸閘監視・自動化工事

機側操作盤交換 3基

③配線工事

電気・光ケーブル配線（被制御所～各陸閘） 工事延長 L=428メートル

2. 工期

議会の議決の翌日から令和2年3月23日までです。

1枚おめくりください。建設工事請負仮契約書の写しを添付してございます。

もう1枚おめくりください。こちらは、中央公民館2階にあります被制御所から各陸閘の配置図となっております。工事箇所が赤く示してあります。先ほど説明させていただきました①陸閘遠隔操作・自動化となるのは、図面右側の向田2号陸閘と図面中央にあります漁民センター右側の安良里3号陸閘、同じく漁民センター左側の安良里5号陸閘の3基となります。

②陸閘監視・自動化となるのは、浜川水門左側の安良里1号陸閘、その左側の安良里2号陸閘、1番左にあります安良里7号陸閘の3基となります。

③の配線工事は、被制御所から各陸閘への配線工事となります。

ここで、①遠隔操作・自動化と、②監視・自動化の違いについて説明いたします。遠隔操作・自動化の陸閘は今後カメラが陸閘脇に設置され、映像を被制御所で見ることができ、それを見ながら被制御所において陸閘の操作をすることができます。また、地震感知時、震度5強を超えますと自動で閉鎖します。

なお、機側操作盤での操作も可能です。カメラ設置は、令和3年度工事を予定しております。それまでは、遠隔操作は運用としては行えません。本工事後は自動開閉のみされるようになります。それに対し陸閘監視・自動化とは、カメラが陸閘脇に設置されませんので、被制御所での操作は行えません。被制御所では、その時の陸閘の状況、例えば閉鎖しているのか開いているのか、または閉鎖動作中なのか等の状況を監視することができます。また、地震時には自動で閉鎖します。したがって、普段の操作は機側操作盤での操作となります。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います

質疑ありませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山勇君） それぞれの工事概要を、契約というか、工事金額を教えてください。1、2、3とありますけども。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） すみません、ちょっと休憩をお願いします。

○議長（山本智之君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時32分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） ①②③と分けたそのちょっと時間がかかりますので、またあとでご報告をしたいと思います。

○議長（山本智之君） 増山議員、それでよろしいですか。あとの報告ということで。

11番、増山勇君。

○11番（増山勇君） 正確な数字でなくていいです。概略で結構です。この7,480万円の内訳を教えてください。一つは配線工事にいくらこれにかかるのかと。それだけでも教えてください。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 直接工事費で450万ほどとなっております。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山勇君） 直接工事費ってどういうことですか。もう少し分かりやすく教えてください。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 諸経費抜きの金額で450万円ほどです。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山勇君） 7,480万円のうちの450万円が実質の工事費で、あと残りは諸経費ということで、そんなことはないでしょう。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今の課長の答弁は、あくまでも議員が配線工事はということでおっしゃいましたので、①②③の③の部分の配線工事の直工を答えたものでございまして、7,400万に対して工事費が500万しかかからないということではなくて、そのほかにも①②の部分で何千万単位の工事費はかかっていますけれども、③の配線工事に関しては500万ということですから、間違えないで答弁を聞いてください。

○議長（山本智之君） 11番議員よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤孝君） ずいぶん高額な工事ですけど、この工事の必要性は何でしょうか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 将来起こることが予想される大地震に備えての工事となります。

す。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 議案審議しているわけですから、あとで何というのはちょっとまずいのでないかと私は思いますけど、いかがですか。

○議長（山本智之君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時53分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 大変お待たせいたしました。①陸開遠隔操作・自動化工事でおよそ3,360万、②陸開監視・自動化工事で同じく3,360万、③配線工事で760万ほどの金額となります。

○議長（山本智之君） ほかに質問ありませんか。

町長。

○町長（星野淨晋君） 先ほど芹澤議員から、何のために必要なんだという質問があったかと思えますけれども、先ほど課長からも説明がありましたように、自動化工事が含まれておりまして、現在は手動で行われております。これを自動化をすることによりまして、そういったものも解消されますし、震度5強になったときにはそういったもので自動的に閉まるということで、人がそこに行かなくても自動的にそういった安全が守られるというのが、大きなメリットではないかと思っております。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 今の落札率をお願いします。

○産業建設課長（松本正人君） 落札率は99.04パーセントです。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 先ほどの図面の説明で、監視カメラが令和3年に設置という説明があ

ったと思うんですが、あと2か年あるわけですけど、そこでこの安良里漁港地区の津波防災対策は終了ということになりますか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 令和3年度で終了の予定です。

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） そうした中で令和2年度に大きい仕事はまだあるのかなと思うんですが、それは例えば公民館前の大きい陸開あたりの仕事が残っているということですか。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 令和2年度には、浦上水門、あと宮川水門とか坂本2号の陸開の電動化などが残っております。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第33号 令和元年度農山漁村地域整備交付金津波防災ステーション工事(安良里地区) 請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手多数であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第6、議案第34号 西伊豆町仁科地区農林水産物等直売所設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第34号 西伊豆町仁科地区農林水産物等直売所設置条例の制定について。

西伊豆町仁科地区農林水産物等直売所設置条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長から説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） それでは、議案第34号についてご説明をさせていただきます。

今回の条例制定ですが、今年度仁科漁港埋立地内に仁科地区農林水産物等直売所が完成しますので、施設の運営管理に関しまして条例を制定するものでございます。

それでは、1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条では、条例の趣旨をうたっております。地場産品等の販売を通じて、地場産業の振興および地産地消を軸とした農商工連携の推進を図るために設置すると定めています。

第2条では、直売所の名称および位置を定めております。名称は、西伊豆町仁科地区農林水産物等直売所です。位置は、西伊豆町仁科980番地の4となります。

第3条では、直売所で行う事業を定めております。

第4条、第5条および第6条では、利用許可について定めております。

次のページをお願いします。

第7条、第8条では、直売所の利用料金に関しまして定めております。料金は、4ページに記載されています別表に定める額の範囲において町長が定める。ただし第11条第1項の規定により、指定管理者に管理および運行を行わせる場合は、指定管理者が町長の承認を得て定めるとしてしております。委託販売利用の場合は、販売金額の30パーセントを上限といたしまして、町長または指定管理者が定めます。

第9条では行為の禁止事項を、第10条では損害賠償等に関し定めております。

第 11 条および第 12 条では、指定管理者について定めております。直売所の管理および運営は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができるとしております。

次の第 13 条では、指定管理者による利用料金等の収受を定めています。指定管理者による管理の場合は、指定管理者は利用料金をその収入として収受することができる。また、生産者等から買い上げて販売する物品等の売り上げを、その収入として収受することができるとしております。

第 14 条では、この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います

質疑ありませんか。

7 番、山田厚司君。

○7 番（山田厚司君） 町長の承認を得た基準に従い、利用料金の金額または一部を免除することができるのと第 7 条のところであっております。現状での町長の考えはあるのでしょうか。その辺どうでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 午前中に山田議員からも一般質問ありましたように、高校生の団体であるとか、もしくは障害をお持ちのマナさんであるとか、そういった方々がここの施設または屋外の敷地の中でそういった行為を行うときに、利用料金を免除する。そういったものが該当するのではなからうかと現時点では思っております。

○議長（山本智之君） 7 番、山田厚司君。

○7 番（山田厚司君） すいません、もう 1 点ありました。4 ページのところに、委託販売とか、直接販売を利用というところであります。別表として、委託販売を利用した場合には、販売金額の 30 パーセントという決めがあります。この委託販売を利用して、販売をしようとする品目はどういうものを想定しているのか。あとほとんどが直接の販売だと思うんですけど

ども、この辺のところの品目等はまだまだ全然これからという考えですか。その辺だけお願いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 基本的には、この施設に関しましては指定管理にお願いをしたいと思っておりますので、指定管理の方が決まった時にはあれですけども、今現時点では企業組合さんをお願いできればと町としては考えております。ただ組合員さんに関しましては、指定管理者になった場合にはこういったものは存在しないわけでございますけれども、指定管理になったところ以外の方が、この商品を販売させてほしいとって委託した場合には、30パーセントということでご理解をいただければと思います。企業組合さんの中に入られた方ということに関しては10パーセントとか15パーセント、それは組合内の中で決まっております、受けた指定管理としてやるわけですので、これには該当しませんので、それ以外の方の委託を受けた場合ということですから、今のところ想定はしておりませんが、仮にそういうことがあった場合は30パーセントいただきますという料金設定でございます。

○議長（山本智之君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 企業組合の組合員さんという話があったんですけど、品目としてはその30パーセントの品目、どういうものを想定しているかというのは、そんなに多くは想定していないですか。

それと企業組合の組合員さんですね、これたぶん一口がどれぐらいの金額だったか、間違っていたらちょっとあれですけども、一口1万ぐらいの感じだったような気がします。30万円の販売手数料というところが結構パーセンテージが高い。ほかのところと比べて、ちょっと高いのかなというところと。それでいくと、ここで販売するにあたっては、ほぼほぼ組合員になってもらわなければならないという感じになるのか。その辺のところだけお願いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） この金額・パーセントにつきましては、やまびこ荘と同じようにあくまでも上限金額でございますので、別に30でも20でも15でも5でも構わないわけです。ただ上限としては30パーセントというものを設定をさせていただいているというものですので、その辺はちょっとお間違えのないようお願いしたいということと。

議員の一般質問でもお答えをさせていただきましたように、箱菓子であったりとか、袋菓子というものは、仮に委託販売だとしても、その他の団体とのあつれきを生む可能性がありますので、そういったものはこういったものの委託販売としては受け付けることができないと。

それ以外のもので、他の皆さまとうまく競合できるものであれば、販売することは可能なのではなからうかと思っております。

○議長（山本智之君） ほかにございますか。

10 番、山本榮君。

○10 番（山本 榮君） それでは1点伺います。3ページの第14条に、この条例に載っていないものは、必要なものは別途定めるとなっています。これ町長が別途定めるということになっています。4ページの1番下に開館日、開館時間というのは載っていますが、これは定められていません。これを別途定めるとしたら、町長がこれを開館日や開館時間を定めるのか。それとも指定管理を受けた指定管理者が別途定めるのか。その辺の考え方を教えてください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今、作成中でございますけれども、指定管理の仕様書の中にうたわれてくるものと思っております。最終的にはそれを12月の議会に上程をさせていただきます、皆さまの同意というかですね、可決をいただいた中で指定管理をします。その仕様書にうたわれると思います。

○議長（山本智之君） ほかにございますか。

9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） 町長、関連質問なんですけど、この施設の愛称を募集ということでやっておりますが、現時点で応募はございますか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 今、愛称を募集しまして、ほぼまとめている最中ですが、正確な数字は答えできませんけども、約200通ぐらい来ております。その中で同じものとか選んだり、あともう登録済みなものを外し、これから運営会議の中で決定をしていきたいと思っております。

○議長（山本智之君） ほかにございますか。

6 番、加藤勇君。

○6 番（加藤 勇君） 1点お聞きします。1ページの第5条で利用の不許可がありますが、こういう公共施設を利用させるときに、例えば税金の滞納者については利用させないという表現をよく見るわけですが、この施設に対してはそういうことは関係ありませんでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） そういったご指摘があるわけでございますけれども、ほかの町内にあります体育館であるとか、この近くで言うと福祉センターの会議室などのこういった条例とか、貸さないのに滞納者は駄目だというのは、たぶんうたっていないのではないのかなと思いますので、そういうものに沿ってここの部分は作られているとっておりますので、それが入っていないとご理解いただければと思います。

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 町長の言われること理解はするわけですが、この施設そのもので、要はお金を稼ぐという施設になりますので、町長言われた体育館とか福祉センターとかと若干違うと思うわけですが、一応答弁なしで理解したということで終わります。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 3条のところに直売所は地場産業の振興とあるんですけど、その次に農商工連携って書いてあるわけですけど、この地場産業の振興ということで見ると、なぜ水産が入っていないかということなんですけど、その辺はどうなんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 地場産業に水産が入っているので、入っていないと。ただ農商工連携というのは国の政策の中でありまして、いろいろそういった補助金などをいただいている関係がございますので、農商工連携とあえてうたっているとご理解をいただければと思います。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 水に関しては全くうたっていないわけではなくて、タイトルに農林水産物等ということで農も林も水も入っているとご理解をいただければと思います。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 別表のところの利用料のところですけど、これは委託販売と屋内区画利用ということは、これ2つ払う場合もあるわけですよ。それにすると屋内区画の方については、全然売れなかった場合はちょっと高いんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 先ほども申しあげましたように、あくまでもこの表の利用料金の隣を見ていただきますと、（上限）と書いてあるかと思います。委託販売のところも、先ほど 30 パーセントも 20 も 15 も 10 も 5 もありえますと言ったように、そういったものの範囲の中で収受することが可能ということでございますので、必ずしも 30 パーセントでなければいけない、また屋内に関しては日額 3,000 円でなければいけないというものではありません。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

11 番、増山勇君。

○11 番（増山 勇君） 先ほど 10 番議員も質疑されましたけども、第 14 条の「この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。」と。この必要な事項というのは、どういことなのかというのは全然載っていないので分からないですよ。

それでもう一つお聞きしますが、この議案の上程されたのは産業建設課長ということなんですけど、これを実際運営していくのはまちづくり課ではないかと思うんでね、そこら辺の連携プレーというのはどうなっているのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 連携プレーはしっかりと行っております。これからも行ってまいります。先ほどの 14 条の件につきましては、他の条例でもよく別に定めると書いてあるのと同じように、一応ここに書いてあるということで、何かあったときには別に定めたものを作れると捉えていただければと思っております。

○議長（山本智之君） 11 番、増山勇君。

○11 番（増山 勇君） 町長の言われるとおりでと思うんですけど、その町長が別に定めるものがどういうものかというのが一番重要だと思うんですよ。そうでなければ、これは施設の設置条例ということで理解するんですけどね。本当にこの第 1 条の主旨に則ったことを運営できるかどうかというのが、非常に私は疑問に思うんですよ。ですから、そういった関連したことが載っていないと、そのたびに条例に定めるほかは必要な事項は町長が別に定めると書いてありますから。

変な言い方すると、自由に町長が決めればできると思われるんですけど、ほかの条例もそうだから入れたというのは理解しますが。とりわけこの施設については、直売所の設置条例に関しては、もう少し具体的にこういう事項が必要だと、町長というか当局がきちっと方針を持たないと、これかなり大変なことになろうと思うんですよ。ですから、今の時点で考

えられるものは何でしょうかと伺っているんです。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 増山議員の場合はいつもその質問をされますので、同じ答弁はしているかと思えます。例えて言うならば、法律と憲法の違いだにご理解いただければと思います。必ずこれは犯してはならない部分は書いてありますけども、詳細につきましてはこういったものですよというのが、別に定めることができるというものでございますので、これの条例の中に書いてあるものであった場合は、点一つまたは丸一つを動かすにしても、議会の議決を得なければいけません。

ただ別に定めるもので、ここには書いてありませんけども、詳細をもし定めなければいけないものが発生した場合には、別に定めたところで多少動かすことは可能ですよということでございますので、その辺でご理解をいただくしかなさろうかと思えます。

○議長（山本智之君） ほかにございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

11 番、増山勇君。

○11 番（増山勇君） 西伊豆町仁科地区農林水産物等直売所設置条例について、反対をいたします。趣旨、第 1 条にもうたっておりますけども、この施設が本当の意味で農林第 1 次産業の発展につながると私はとても思えません。将来の町のかかなりの負担になろうと思っておりますので、この設置条例には反対をいたします。

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

発言ありませんか。

9 番、堤和夫君。

○9 番長（堤 和夫君） 私は、議案第 34 号に賛成します。私自身も第 1 次生産者であり、第 1 次生産者が町のサステイナブルな部分を支えているという意味をよく理解して、西伊豆町がこれから存続するには、こういう農林水産物の販売所があれば町の第 1 次産業の発展と経

済の内需の拡大が希望でき、そのためにこの条例が制定されるわけでありますから、私は賛成いたします。

○議長（山本智之君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第 34 号 西伊豆町仁科地区農林水産物等直売所設置条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手多数です。

よって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 35 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第 7、議案第 35 号 西伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第 35 号 西伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町印鑑条例（平成 17 年西伊豆町条例第 10 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 9 月 3 日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（真野隆弘君） それでは、議案第 35 号についてご説明いたします。

本件につきましては、女性活躍の推進に向けた取り組みの一つとして、申請をした方に限り住民票等に旧氏と現在の氏の併記を可能とするため、住民基本台帳法施行令が改正され、令和元年 11 月 5 日から施行されます。これに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、印鑑登録証明書にも旧氏の併記を可能とするため、本条例の改正をしたいものでございます。

改正の概要ですが、本人申請により住民票に旧氏の記載がされている場合は、登録できる印鑑に旧氏を追加し、併せて印鑑登録原票および印鑑登録証明書に、氏名のほか当該旧氏の併記を可能とするため、所要の規定を整備したいものでございます。また、字句の訂正も併せて行いたいものでございます。

それでは、議案書を説明させていただきます。お配りしました議案書の 2 ページ、新旧対照表をご覧ください。左側は現行、右側は改正案となります。

第 2 条第 1 項中、「本町の住民基本台帳」を「本町が備える住民基本台帳」に改正したいものでございます。

続きまして、第 5 条第 1 項第 1 号は全文改正となりますが、要約しますと、旧氏の規定を追加し、旧氏の印鑑でも登録を可能としたいものでございます。

第 2 号は、「その他氏名」の次に「、旧氏」を追加したいものでございます。

3 ページをお願いします。

最上段となります。第 2 項中、「記録されている」を「記載がされている」に改正したいものでございます。

続きまして、第 6 条第 1 項第 4 号は、印鑑登録原票の条文で全文改正となります。要約しますと、氏に変更があったものにかかる住民票に、旧氏の記載がされている場合は、氏名と旧氏の併記を可能としたいものでございます

第 8 号の文中、「記録されている」を「記載がされている」に、第 2 項の文中、「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改正したいものでございます。

続きまして、4 ページをお願いします。

第 14 条第 1 項は印鑑登録証明書の条文で、「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改正したいものでございます。

第 2 号は全文改正で、先ほど説明しました第 6 条の印鑑登録原票と同様の改正内容となっております。

第6号の文中、「記録されている」を「記載がされている」に改正したいものでございます。

改正点は以上です。

続きまして、改正条文にかかる附則の説明をさせていただきます。資料お戻りいただきまして1ページをご覧ください。施行期日ですが、この条例は、令和元年11月5日から施行したいものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います

質疑ありませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 非常に基本的な質問ですけども、「本町の住民基本台帳」と「本町が備える住民基本台帳」の違いを、なぜこういうふうにしたのか、その理由をお願いします。

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（真野隆弘君） 本町がデータとして持っているという意味で、本町が備えるという言葉をつけ加えたという状況になります。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 紙媒体であれば住民基本台帳という「帳」があると思うんですけど、今は紙ではなく、ここにもありましたように磁気テープから磁気ディスクに変わっているということでございますので、帳でなくて備えている住民基本台帳という取り扱いになるので、こういった文言が付け加えてくるのではなかろうかと思っております。

○5番（高橋敬治君） そうなりますと、今まで紙で持っていたいろんなもうこの条例以外のものも、そういう改正が必要になってくると思いますが、そのほかのものにはこういうところというのはないですか。

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（真野隆弘君） 今回の改正の磁気テープと磁気ディスクの改正の内容につきましては、データを保管する媒体が磁気テープから磁気ディスクに変わっているという状況で言葉を加えております。なのでそちらのテープと先ほど町長が言ったところも一つ含まれておりますが、テープとディスクの違いはそのようなかたちになっております。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 高橋議員がおっしゃっているのはそういうことではなくて、1回こう

いうのを変えると、同じ字句がある条文に関しては全て変えなければいけないのではないかと
ということだと思います。先ほど担当課長が冒頭この説明をした時に、上部条例が変わって
字句を訂正すると同時に、ほかの文言に関しても修正を加えていきますということをして
いるかと思っています。ですので、ほかの条例に関しましても、もしほかの上部条例が変わって
変更するときには、同時にこういった字句も変更はさせていただくことにはなろうかと思
いますけれども、あえてこれだけのために条例を提出して、一部改正をするということはない
ということになろうかと思っています。

○議長（山本智之君） 質疑ほかにございませつか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第 35 号 西伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定す
ることに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員であります。

よって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（山本智之君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時34分

◎発言の訂正

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 先ほど産直の名称の関係で、応募の募集の数字を約200と申しあげましたけれども、途中経過で200ぐらいと思っていたんですけれども、8月末までに締め切りで正確な数字を申しあげますと、342件の応募がありました。申し訳ございませんでした。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第8、議案第36号 西伊豆町情報公開条例の全部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第36号 西伊豆町情報公開条例の全部を改正する条例案について。西伊豆町情報公開条例（平成17年西伊豆町条例第11号）の全部を別紙のとおり改正する。令和元年9月3日。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） それでは、議案第36号を説明させていただきたいと思います。

まず議案書1枚おめくりください。資料といたしまして、1ページから5ページまでを資料として添付させていただいております。また、その次のページから情報公開条例の改正本文として、1ページから11ページまでの本文をつけさせていただいております。

それでは、説明資料の1ページにお戻りください。

今回改正をするにあたりまして、元の条例数が25条まででございましたが、今回改正に伴って38条、13条分の条文が追加で増えることになりましたので、今回全部改正というかたちで上程をさせていただくものでございます。主な改正点のみ、説明をさせていただきた

いと思います。

説明資料の1、主な改正点(1)開示決定等の期限の変更〔第13条〕ということですが、現行では「10日勤務日」という表記の仕方ですが、これを改正案では「15日以内に」という表記に変えさせていただきたいと。

続きまして期限の延長ですが、「30日を限度とし」という記載を、「30日以内に限り延長することができる」というような文言とさせていただきたいと。

それから新たに追加するものとして、「公文書が著しく大量である場合」ということの規定を新たに追加をさせていただきたいということですが、改正案では、開示請求があった日から起算して45日以内に、その全てについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある等ということで、かなりボリュームがあるデータをとというようなことについては、新たに規定を設けるということですが、

その下の(2)です。事案の移送の追加ということで、〔第14条〕で、通常、情報公開条例の窓口といたしましては総務課が、役場の総務課が窓口になっております。極端な言い方をしますと、介護保険の認定結果についてデータが欲しいよという開示請求があった場合、総務課で準備をするよりは、担当課へその情報を移送して回答することの方が開示も早くできるということで、事案を移送することができるということ新たに追加させていただいております。

2ページです。2ページの中段に、(3)第三者保護に関する手続きの追加〔第15条〕でございまして、これは、この文の上から2行目、「当該第三者に対し意見を提出する機会を付与するとともに」、今までこういう書き方がございませんでしたけれども、「付与するとともに、反対の意見を示した場合、開示決定の際に紛争の機会を確保することを定めるもの」ということで、争いが発生しそうだというような場合にも配慮してということですが、第1項は「任意的な意見紹介」、強制的にということではありませんが、意見を申し述べることができますよということが、任意的なということです。

第2項では「義務的な意見照会」、意見を出しなさいということで、これは義務的に定めますよと。

第3項は、第三者が反対意見書を提出した場合において、開示の執行停止の申し立てを行う期間を確保できるようにということで、こちらも今まで機会がなかったのですが、こういった猶予機会を設けて、事前に通知を出すようにというようなことを追加させていただきたいと。

続きまして、3 ページです。(4) の西伊豆町情報公開・個人情報保護審査会における審査権限の規定および審査請求人の意見陳述機会の規定の追加ということで、保護審査会議に、審査会が審議のために必要な調査を行うことができる。今まで難しかったことについて、審議会で行うことができますよと。審査請求人に必要な主張・立証の機会を与えるための規定を追加しますと。こういった予備的などといいますか、今まで規定されておりませんでした、そういった機会を設けるということが新たに追加されてきているということでございます。

続いて、4 ページになります。中段より少し下側に、(5) 情報提供施策についての改正ということで盛りさせていただいております。この説明文の2 段目ですね、町の補助団体に関する財務その他経営状況を説明する情報の開示を行う努力を、努力義務を課すものと。今まではこのような表記の仕方ではございませんでしたが、改正後としては努力義務を課すということに記載させていただいております。

5 ページになります。(6) の罰則の追加、第 38 条関係になります。守秘義務規定に違反した西伊豆町情報公開・個人情報保護審査会の委員に対する罰則について定めるものです。中断にありますが、委員が非開示情報の記録された公文書を直接検分する場合があります。皆さまはよくニュース番組で情報開示をしてもらいました、黒く塗られてましてよく分かりませんというようなことを見たことがあると思いますが、審査員はその黒いところが記票されたものが請求することができる。黒いのを見せるじゃなくて、これは正しく消されているのか。

例えば、そこに総務課長佐久間明成という名前が消されているけども、これは載ったままのやつが審査員のところには行きますと。そうすると、そのこと自体にもう守秘義務が課せられますよと。本来目隠ししている情報を生情報で出て行く場合がありますので、そういった情報を見た場合には守秘義務が課せられますよと。違反した場合には、一般職員の守秘義務違反と同じような罰則が課されますよということでございます。その下にかっこでくられておりますが、第 38 条罰則ということで、実際の文面が第 38 条、第 24 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らしたものは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処するというような明文が追加されたということでございます。

この改正は施行日として、公布の日から施行するということです。改正条文が大変長くなりますので、今回は主な箇所だけの説明とさせていただきます、11 ページ、本文の 11 ページ、先ほど私が読んだところと同じですが、附則です。

この条例は、公布の日から施行するということで、上程をさせていただいております。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、堤豊君。

○1 番（堤 豊君） 3 ページの（4）西伊豆町情報公開・個人情報保護審査会等々の説明が今ありましたけれど、この個人情報保護審査会というのは、わが西伊豆町では今まで開いたことがあるかどうか。もう 1 点、この審査会の審査委員というのは、どういう方が対象か。以上 2 点お願いします。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） まずは審査会の開催についてですが、現在まで平成 17 年の制定から現在までにおいて開催はされたことがございません。審査委員につきましては、役場の職員になる場合もありますが、弁護士さんとか行政書士さんを選任する場合がありますと。会を開いておりませんので、今のところでは選任された方はいらっしゃいません。

○議長（山本智之君） 1 番、堤豊君。

○1 番（堤 豊君） 課長すみません、もう 1 点だけ。今、弁護士と、弁護士はそんなじゃないけど行政書士という名前が出て、私たまたま自分が行政書士を若い頃取って資格があるからですけど。行政書士というのはそんなにこう難しい、ただ何ですか、役場とかそういうところに書類提出するのに、司法書士じゃないですけど、そういう資格が認められているものであって、この個人情報とかそういうものに関わるようなところまで行政書士資格の範囲というのがあったのかなと思ったので、そこがこの前説明のときにもあったので質問したんですがいかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） ただいまのご質問の中でのことですが、実を言いますと、今までこの次に議案第 37 号で個人情報保護条例の方の話にいけますが、例えばご家族がお亡くなりになって相続関連だとかという調査で、本来守秘義務にあたるような情報も扱う場合がございますので、そういった意味で、一般の方よりもより個人情報に接する知識があるということで、そういう場合がありますよということです。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 4ページの（5）情報提供施策についての改正というところの2行目に、補助団体に関する財務その他経営状況、これが従来は町から1会計年度200万円以上の補助金、助成金、これが財務諸表を開示可能な全ての補助団体になって、つまりもう金額じゃないよという話になったんですけども。参考までに現在ですと、例えば200万円以上の補助金、助成金の負担をしている団体がいくつあって、これからですと例えばいくつぐらいの団体が対象になるかを教えてください。

○議長（山本智之君） 5番、総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 不勉強で申し訳ございません。全部で何団体と言われますと、実は数えたことがございまして、個数がちょっとあれですが、商工会さん、観光協会さん、社会福祉協議会さんと、運営費補助で数百万単位で出ている場合がございますので、そういった団体についてはということと解釈していただければよろしいかと思えます。

200万円以上の助成金およびを受けていたものとしということですが、ここでも言った先にご説明の時に話さしていただいて、開示の行う義務を課すものとしてありますが、努力義務でございます。5ページのところですね、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。実施機関、指導に努めるものとするです。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 努力義務は分かっているんですよ。だけど努力義務だけでも、例えばこういうふうに関口を広げると、今この補助金、助成金を受けている団体というのはどのくらいあるんですかという数字を聞いたかったんです。

○議長（山本智之君） 5番、総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 申し訳ございません。本当にちょっと数えてみないと実際のところは分かりません。金額はのしていないので大丈夫だと思いますけど、例えば猫の避妊だとかというのも、個人なの団体なのというところでいつもありますので、そういったやつも見えていくと大変な数が出てくるんじゃないかと。

財務諸表ということで今心配していただいておりますが、例えば先ほどの猫の避妊のやつも、NPOですよとかというかたちになってくると、やはり必要ですよとかっていう話が出てきますので、その辺はちょっとケースバイケースかなというふうには思っておりますが、実際申し訳ありません数えたことがなくて、件数まではちょっと回答できかねます。

○議長（山本智之君） ほかにございせんか。

10 番、山本榮君。

○10 番（山本 榮君） それでは、確認ながらちょっと 1 点伺います。資料の今説明資料の 5 ページの 1 番最後の第 38 条の罰則規定、これについて伺いますが、かなり強い文言で秘密を漏らした者は 1 年以下の懲役とか罰金とかという文言はあえてここに記載してあります。このような文言は、最終的には刑事罰の裁判所が決める罰に値すると思うんですが、そういう文言をこの条例にあえて載せた理由について伺います。

○議長（山本智之君） 5 番、総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 今回、罰則規定を改めて盛らせていただいておりますが、実は基になっておるのが静岡県条例でございます。やはり罰則規定を設けてありまして、万が一町がそういった職員なり審査委員を提訴する場合には、こういう罰則規定がないと審査にならないですよと、刑量が決まってくるよというご指導をいただきましたので、この罰則規定と次の 37 号の方でも、やはり罰則規定を盛らせていただいている経緯がございます。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第 36 号 西伊豆町情報公開条例の全部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員であります。

よって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 37 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第 9、議案第 37 号 西伊豆町個人情報保護条例の全部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第 37 号 西伊豆町個人情報保護条例の全部を改正する条例案について。

西伊豆町個人情報保護条例（平成 17 年西伊豆町条例第 12 号）の全部を別紙のとおり改正する。

令和元年 9 月 3 日。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） それでは、議案第 37 号について説明をさせていただきます

議案書 1 ページおめくりください。ここから説明資料が 4 ページございます。その次のページが改正条の本文でございます。1 ページから 20 ページまでございます。

西伊豆町個人情報保護条例の全部を改正する条例の主な改正点でございますが、今までの全条が 33 条ございました。今回、改正することによって 55 条まで条が増えております。そういったことと、あとは実際の実情と事務手続きとで齟齬（そご）が発生するような改正が発生しておりますので、見直すと、それから今まで公的機関、役場等につきましてはこういった個人情報保護の条例を作りなさいよという指導がありました。平成 29 年 5 月以降法改正がありまして、一般の事業者さんでもそういった社則で、そういった責務をうたいなさいよということで改正されましたので、今までの条文の中にはそういった一般事業者に関する情報流しちや駄目よというような規定があったのですが、その部分は全部改正減というようなかたちで対応をしております。

1 の（1）行政不服審査法の改正に伴う改正ということで、第 44 条関係です。こちらの方

も第三者機関等について、審議員の意見、妥当性を審査する役割、情報公開・個人情報保護審査会等のものについて、情報公開後、個人の方から不服申し立てがされた場合、その原因となったものについても審査しますといったものを、審査しますということの委員会をということで明文化されてきております。

ただし、(2)の2行上になります。静岡県個人情報保護審査会に諮問することとされていることから、本条文についても、不服の申し立てに対し審理員の指名を不要とする規定を追加するものです。必ずしも審理員を指名しなくてもいいですよ。ただし、個人情報保護審査会は開催しなさいよというかたちになっていくということ。

その下(2)です。総務省から技術的助言ということで、今回の改正に伴って、こういったことをもしくは明文化しなさいということの助言があったものについてですが、①個人情報の定義の明確化、どういったものが個人情報になるんだとか、諮問情報、諮問のデータとかですね旅券番号の個人識別符号、そういったものも明文化するようになっております。また、死者に関する情報の取り扱いについてということで、この辺も新たに追加されております。

②番の罰則の追加、この1ページの下から2行目ですね、やはり先の条文と同じように、個人情報の不正な提供に関する罰則を設けることが適当であるとの総務省見解を受け、静岡県の罰則規定を参考に定めておりますということです。罰則内容につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。3ページの中段、3地方自治体が定めなくてもよい事項、事業者が定めるべきルールということで、今までは町で定めておりましたが、今回、各事業者の方で定めなければ駄目だというふうに法が変わりましたので、その条文を削除しますよということです。ここでどんな業務ということがあるんですが、例えば西伊豆町の住民データを一般の会社に渡してデータ化してください、そのデータを守るのは条例で今までは定めていましたが、そこの会社でも定めなさいということです。逆に言うと、そういうコンプライアンスができていない会社には発注しませんよということになってくるということです。

最後になりますが、4ページで施行日として、公布の日から施行するというので、改正をしたいということです。

大変簡単ですが、以上説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います

質疑ありませんか。

1 番、堤豊君。

○1 番（堤 豊君） 1 ページをお願いします。1 ページの下から罰則の追加の②のそのの上、ここでございますけれど、細かいことで大変申し訳ないですけど、個人情報（人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見を生じる可能性がある個人情報）については等々書いてあるんですけど、人種とか病歴は分かるけど、信条というのはどういうふうに考えますか。私はこう考える、こういう信条を持っているんだというのもの、これもやはり個人情報なんですか。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） それだけということではないですが、1 番分かりやすい例と言いますと宗教関係です。私はアラーの神を信じます。私はキリストでなければとか。そういった個人の情報として保護されますよと。あなたイスラム教徒なの、あなたキリスト教徒なのというようなことがないように。必ずしもそれでだけでないですけど、分かりやすい例でいくとということです。

○議長（山本智之君） ほかにございせんか。

7 番、山田厚司君。

○7 番（山田厚司君） 2 ページ等々ほかでもあったんですけども、個人情報のファイルとかという話でありました。また、3 ページのところの話でも、住民票のデータがという話がありました。そうしますと、例えばそういったデータというのは、紙ということでなくて、いろいろ電算的なやり取りの中で漏れるということがあると思うんですけども。そういったことを考えると、例えばメールとか何とかというのがですね、役場に対していろんなメールが来る。私たちがメールをしても、ある程度ガードされていくと考えていいのでしょうか。例えば普通のメールでいったら、役場ではそういうものがガードされていくことになっていくということでしょうか。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 実はこれは大変難しいことなんですけど、実を言いますと、一般的なメールのやり取り、私と山田議員との間でメールをやり取りするというのは、通常のメールのやり取りは本当にできます。そういう専用の機械を別に設けてあります。役場の機械に接続されないものが設けられております。今まで何度かあったと思いますが、住民票関係だとか国民健康保険関係だとかというのは、直接、国もしくは国の下部団体との直接ランに

なっています。つながっています。それは、そのラインはそれ以外には飛べません。逆に言うと、そのところからしか入っていきませんというようなかたちで、今はセーブされております。そういった中で、ウイルスの進入だとか諸防止対策にはなっておりますが、この間国の方で民間業者を入れた瞬間に、なんぼか年金情報が流れてしまったというようなことがありましたので、その辺はこれからちょっと十分気をつけていかなければならないなというところでございます。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 質疑にはあたらないわけですが、最初のページをちょっと見ていただきたいと思いますが、議案第37号で1番下に、「令和元年9月3日 西伊豆町長星野浄晋」で、この「提出」という記載が実はないです。これは議案の第36号もそうなんです、訂正が必要でしたら、発言をしていただければ結構ですが。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 大変申し訳ございませんでした。私も気がついておりません、今ご指摘を受けたように、「令和元年9月3日 提出」の「提出」の字が漏れておりましたので、こちらは訂正ということをお願いしたいと思います。議案第36号、37号とも同様でございます。大変ご迷惑をおかけいたしました、よろしくお願いたします。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第37号 西伊豆町個人情報保護条例の全部を改正する条例案については、原案のとおり

り決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山本智之君） 挙手全員であります。

よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 38 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第 10、議案第 38 号 西伊豆町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 議案第 38 号 西伊豆町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年西伊豆町条例第 97 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 9 月 3 日 提出

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） それでは、議案第 38 号についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。西伊豆町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。この条例では、第 2 章で災害弔慰金について、第 3 章で災害障害見舞金について、第 4 章で災害援護資金について規定していますが、今回の一部改正は災害援護資金についてとなります。災害援護資金は、静岡県内で災害救助法が適用された市町が 1 以上ある災害により、死傷または住居、家財に被害を受けた世帯主に対し、生活再建のために 350 万円を上限とし、一定の条件のもとで貸付けを行う制度です。

国の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第 8 次地方分権一括法により、災害弔慰金の支給等に関する法律、昭和 48 年法律

第 82 号が改正され、年 3 パーセントに固定されている災害援護資金の貸付利息について、市町村の政策判断に基づき、これよりも低い率での貸付けを可能としたこと。また、平成 30 年地方分権改革に関する提案募集において、月賦払いによる提案等もあったことに加え、東日本大震災時の特例により、保証人がいない場合であっても貸付けが認められたこと等を踏まえ、所要の改正を行った災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、必要な改正を行いたいものです。

議案 3 ページの新旧対象表の改正案をご覧ください。第 14 条の見出しですが、現行は「利率」でしたが、法改正により、東日本大震災時の特例により保証人がいない場合であっても、災害援護資金の貸付けが認められた経緯を踏まえ、保証人を付すかどうかについては、市町村の判断により条例で定めることとなったことにより「及び保証人」を加え、2 項では保証人を立てること、3 項では保証人は資金の貸付けを受けたものと連帯して債務を負担すること等を規定しています。なお、利率および保証人については、賀茂圏域の市町と調整し、利率は下田市以外全て 3 パーセント、保証人は全市町ありとしました。

第 15 条第 1 項ですが、現行では「年賦償還又は半年賦償還」だったものを、被災者の災害援護資金の円滑な償還と市町村の確実な債券の回収に資するため、被災者が選択できる償還方法に、改正案では「月賦償還」を加えています。3 項は法および施行令の改正によるものですが、主な改正点としますと、令第 9 条では、近年の低金利の情勢を踏まえ、災害援護資金の違約金にかかる延滞利率を 10.75 パーセントから 5 パーセントに引き下げています。

第 17 条（支給審査委員会の設置）を新たに加えています。今回の法改正により、努力義務として、市町村は災害弔慰金および災害障害見舞金を支給するにあたり、自然災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合等には、医師や弁護士等の有識者による審査会等の機関を、条例の定めるところにより置くように努めることとなったことにより、今回規定したものでございます。

1 ページの改正条文にお戻りください。

なお、附則として、（施行期日）、1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）、2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給に関する条例第 14 条および第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例によります。

以上で、説明を終わります。

申し訳ありません。訂正をお願いします。1ページの改正条文で、一番頭の「西伊豆町」で「町」が2つ入ってますもので、「町」を1つ削除してください。次の「西伊豆町」、ここも同じく「町」を1つ削除して、「西伊豆町災害弔慰金の支給等」にしてください。すみませんでした。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います

質疑ありませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 今、課長の説明でこちらの資料にはなかったんですけども、延滞利率を5パーセントにするという話と、連体保証人の関係を下田を除く賀茂郡下の町で足並み揃えたという、その辺にした大きな理由は何かありましたか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 賀茂圏域の市町の中でどのような格好でというか、この部分の利率等をやるかというのを調整しまして、あまりにも違っていても3パーセント以下で設定することはできるんですけども、近隣で合わせようということにしまして、3パーセントという数字にしました。県下でも3パーセントの数字というのは多いとは聞いております。延滞は国の方で変わっていますので、そこは関係ありません。

○議長（山本智之君） 7番、山田厚司。

○7番（山田厚司君） だから、下田市は延滞人はつけなかったという、今のですか、違います。延滞じゃなくて保証人のところ、違います。あれ今そういうふうに聞いたんですけど、私の聞き間違いかな。保証人のところも、今足並み揃えて決めたと言いましたけども、その辺のところの説明をもう一回お願いします。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 賀茂圏域の市町での利率については、下田市は1パーセント、それでその他の町は全部3パーセント、保証人については全ての賀茂圏域の市町で保証人がつけております。

○議長（山本智之君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第 38 号 西伊豆町災害弔慰金の支給等に関する一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員であります。

よって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（山本智之君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 4時18分